

令和5年第1回大衡村議会定例会会議録 第2号

令和5年3月2日（木曜日） 午前10時開議

出席議員（11名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹	7番 文屋 裕男
8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一	10番 佐々木金彌
11番 佐藤 貢	12番 細川 運一	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長 萩原 達雄	副 村 長 早坂 勝伸
教 育 長 齋藤 浩	監 査 委 員 和泉 文雄
総 務 課 長 佐野 克彦	企 画 財 政 課 長 残間 文広
住 民 生 活 課 長 早坂紀美江	税 務 課 長 堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長 金刺 隆司	産 業 振 興 課 長 渡邊 愛
都 市 建 設 課 長 後藤 広之	教 育 次 長 兼 岩淵 克洋 指 導 主 事
学 校 教 育 課 長 森田祐美子	社 会 教 育 課 長 大沼 善昭
会 計 管 理 者 堀籠満智男	子 育 て 支 援 室 長 小川 純子
健 康 福 祉 課 課 長 補 佐 武田 清	

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子	次長 小原 昭子	書記 残間 頼
------------	----------	---------

議事日程（第2号）

令和5年3月2日（水曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 議案第 3号 大衡村個人情報保護法施行条例の制定について
- 第 3 議案第 4号 大衡村個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 4 議案第 5号 大衡村情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 6号 大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 7号 大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 8号 大衡村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 9号 大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第10号 大衡村定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第11号 大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第12号 万葉バスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第12 議案第13号 大衡村国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第13 議案第14号 大衡村ごみ処理場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第14 議案第15号 村道路線の認定について
- 第15 議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第16 議案第17号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第17 議案第18号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 第18 議案第19号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 第19 議案第20号 令和4年度大衡村一般会計予算の補正について

- 第20 議案第21号 令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第21 議案第22号 令和4年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第22 議案第23号 令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第23 議案第24号 令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第24 議案第25号 令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第25 議案第26号 令和4年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第26 議案第27号 令和5年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第27 議案第28号 令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第28 議案第29号 令和5年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて
- 第29 議案第30号 令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第30 議案第31号 令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて
- 第31 議案第32号 令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 第32 議案第33号 令和5年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて
- 第33 発議第1号 大衡村議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 第34 発議第2号 地方自治法第180条第1項の規定による村長の専決処分事項の指定について

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

午前10時00分 開 議

議長（細川運一君） 改めて、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しますので、これより令和5年第1回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番文屋裕男君、8番高橋浩之君を指名いたします。

日程第2 議案第3号 大衡村個人情報保護法施行条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第2、議案第3号、大衡村個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、皆さんおはようございます。

それでは、私から議案第3号、大衡村個人情報保護法施行条例の制定についてのご説明を申し上げたいと思います。

議案書の2ページをお開き願いたいと思います。

議案第3号別紙でございます。大衡村個人情報保護法施行条例でございます。全部で10条立てで構成しているものでございます。

第1条については、趣旨についての規定でございます。

第2条については定義でございまして、第2条第2項において、実施機関でございますけれども、村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の部分で実施機関となるものでございます。ですので、議会及び、例えば牛野ダム議会、あとは黒川行政事務組合等々については、別に制定するものでございます。

第3条については、手数料等の規定でございます。

第4条については開示決定等の期限でございます。個人情報の保護に関する法律においては開示請求のあった日から30日以内、あとは延長も30日以内と、30、30でマックス60日でございますけれども、今現行の大衡村個人情報保護条例については開示請求から15日以内、延長も30日以内ということで、マックス45日で規定しているものでござい

すので、今般の新しい新条例についても同じ日数を定めたものでございます。

第5条については、開示決定等の期限の特例の規定でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

第6条は、訂正請求に対する決定等の規定でございます。

第7条は、利用停止請求に対する決定等の規定でございます。

第8条については、審査会への諮問の規定でございます。

第9条は、運用状況の公表の規定でございます。

第10条は、委任事項でございます。

この法律の部分でございますけれども、これまで地方公共団体における個人情報保護制度の運用につきましては直接適用される法律がございませんでした。地方公共団体がそれぞれの条例で制度の運用ルールを定めていたと。しかしながら、今般の法改正における改正後の個人情報の保護に関する法律、改正法ですけれども、国の行政機関、独立行政法人等、民間、そして地方公共団体もその対象とした個人情報保護制度全国共通ルールとされたため、改正法の施行後は本村においても改正法の規定に基づき制度を運用することとなるものでございます。

そうしたことから、本村の個人情報保護制度の状況を踏まえつつ、現行の個人情報保護条例、現行条例を廃止いたしまして、次に新たに大衡村個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

議案書4ページをお開き願いたいと思います。

附則につきましてでございます。

第1条については、施行期日でございます。この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行するという事で、実質的には令和5年4月1日からの施行となるものでございます。

第2条については、現行の大衡村個人情報保護条例の廃止の規定でございます。

第3条については、経過措置に関する規定でございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） おはようございます。

本案件につきましては、常任委員会でも説明をいただいたところでありまして、新設条例、新たなる制定条例ゆえに、質問しないと議会だより編集の際、どうしても苦

劣する部分ありますので質問させていただきます。

今回、説明のとおり、法律、根拠法令がなく今まで各条例規定でやってきたものが、法令化により全国統一されたルールで今後進めるという中で理解いたしますけれども、上位法が制定されまして、本村の条例が廃止されると。その中で、一口に言いますと、現行の村の条例と法律規定、先ほど日数の関係ありましたけれども、ほかで一口に言って相違点、違う点あるのかどうかまず伺います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 先ほど申し上げましたとおり、開示決定までの期限と期限の延長、上位法では30、30でマックス60日ということでございます。ただ、そのほかで改正法等に委任されている事項、改正法等により条例で定めることが許容されているもので、新条例には規定しないというのがございます。例えば、要配慮個人情報、情報公開条例と非公開情報との整合性、あと個人情報ファイル簿の記載事項等々については、入れても入れなくてもいいですよ。というのは、いわゆる上位法で包含されるという形になっておりますので、議員発議の条例については全てこれらも網羅されているということでございますので、大きく違うというのは開示請求の、開示決定までの期限を上位法では30、30で60日が、村の条例では今現行条例と同じように15と30にしたところが主なものでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 理解しました。今回の条例は、10条立てになっています。現行の条例は、6章からなる40条までと非常に中身のあるっていいですか、詳細条例規定があったわけですが、今回の10条立ての条例に基づく規則要綱等が出てくると思うわけですが、その辺は、法律を受けての規則、要綱等は、中身の濃いついていいですか詳細規定されたものになるのか、その確認、伺います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） おっしゃるとおりでございまして、大衡村個人情報保護法施行規則というわけではなく施行細則という形での規定をしております、その中でもろもろの内容的なものを規則として定めるものでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そうしますと、基本的に従来と、条例運用でやってきた在り方からすれば、法律制定されたにしても基本的には変わるものはないという理解でよろしいのか、

最後に確認します。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） おっしゃるとおりでございます、今般、全国的な統一ルールという形で必須、必ず令和5年4月1日からの施行という形で必須になりましたので、中身的には今までの個人情報保護条例と内容的には変わりがあるものではございません。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 大衡村個人情報保護審査会条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第4号、大衡村個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書7ページ、議案第4号別紙をお開き願いたいと思います。

大衡村個人情報保護審査会条例でございます。

こちらについては7条建てで規定しているものでございます。

第1条は、設置に関する規定でございます。

第2条については、所掌事務の規定でございます。

第3条については、組織の規定でございます。

第4条については、任期の規定でございます。

第5条は、意見等の聴取の規定でございます。

第6条については、秘密の保持の規定でございます。

第7条は、委任事項の規定でございます。

こちらも、現行でございますけれども、大衡村個人情報保護審査会運営要綱こちらを制度運用してございましたが、こちらの運営要綱を廃止いたしまして、いわゆる条例を、

条例化しなさいというような話でございます。ですので、中身的には、あとは保護審査会の規則も新たに制定するわけでございますけれども、その内容で条例と規則を新たに制定するものでございます。こちらも、個人情報保護条例の施行に伴う条例等の整備の一環に係るものでございまして、令和5年4月1日施行に係るものでございます。

附則でございます。

施行期日は、先ほど申し上げましたとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日からということで、令和5年4月1日でございます。

第2項については、経過措置に関する規定でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 大衡村情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定
について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第5号、大衡村情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは議案書10ページをお開き願いたいと思います。

議案第5号別紙でございます。大衡村情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例でございます。こちらは、全11条で構成されるものでございます。

第1条が、目的に関する規定でございます。

第2条が、定義に関する規定でございます。

第3条が、電子情報処理組織による申請等の規定でございます。

第4条が、電子情報処理組織による処分通知等の規定でございます。

第5条が、電磁的記録による縦覧等の規定でございます。

第6条が、電磁的記録による作成の規定でございます。

第7条が、適用除外の規定でございます。

第8条につきましては、書面等の添付書類等の省略の規定でございます。

第9条は、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正の規定でございます。

第10条は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表の規定でございます。

第11条は、委任規定でございます。

この条例につきましては、先ほどの条例、個人情報保護条例とは違って、つくってもつくらなくてもいいってわけではないんですけれども、必ずつくらなくちゃいけないものではないです。

この条例でございますけれども、行政手続のオンライン化を図るため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、これはちょっと古いんですけれども平成14年12月13日に公布され平成15年2月3日に施行されたものでございます、この法令でございますけれども、行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも個別の法令を改正することなくオンライン化を可能とする法令と、通則法で、いわゆる行政手続オンライン化法と略称されているものでございます。これが、令和元年5月に改正されているところでございます。

行政手続オンライン化法につきましては、地方公共団体は地方公共団体に係る申請、届出、その他手続における情報通信の技術の利用の促進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例または規則に基づく必要な措置を講ずることの対策の実施に努めなければならないという話でございます。いわゆる、行政手続オンライン化法にのっとりオンライン化の条例の制定を要請しているということでございます。ですので、行政手続オンライン化法に倣い、行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例をつくっておりまして、県内というか全国的にもこの条例制定している部分については5割にちょっと満たないような状況でございます。直近でいえば、昨年12月に大郷町でこの条例を制定してございます。何が肝かと申し上げますと、今まで書面でやっていたものを、この条例を基にオンライン申請もできるよ。例えばですけれども、水道の開栓ですとか、そういった部分をオンライン化でできるよ

うな部分の基となる条例という形でのご理解をお願いしたいと思っております。

また、これとは別に大衡村DX推進計画というのがございます。こちらも今策定中ですが、この行政手続における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例を制定した上で、オンライン申請等を進めていくというような条例の部分でございまして、よろしくご理解をお願いいたします。

14ページをお開き願いたいと思います。

附則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 第1条の目的にあるとおり、オンライン化、説明いただきましたが、オンライン化により情報通信技術を活用し、最終的には1条目的のとおり村政運営の簡素化と効率化、非常に村民にとっては、住民にとっては利便性が向上されると理解しました。

先ほど、具体的に手続事務の具体性で水道の開栓というお話ありましたが、この条例、住民にとっての利便性を考えると窓口業務が一番影響するのかなと思うんですけれども、住民が窓口に来なくても手続取れる、水道の開栓はじめ、そのほかどうということが想定されるのか、伺いたしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 今現在、いろいろな想定はできるかと思えます。今、書面でやっている部分で、例えば健診の申込みですとか。今、あらゆる紙でやっていた部分を、例えばアプリですとかそういったシステムですとか、そういった部分でオンライン化をするという形になりますので、水道の開栓、あとは今ちょっと思い浮かぶのは健診等の申込み等々、それ以外も多分もっとあるかと思えますけれども、そういったものが挙げられんんじゃないかと思っております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 理解しました。

第7条の適用除外について確認ですが、第3条から前条までの規定は適用しないと。この適用しない、書面等により行うものが何か適用しないと理解するんですけれど

ども、この書面等による手続、要するに除外、これは駄目ですよっていう部分、あくまでも対面ですよということになると思うんですが、どんな場合が想定されるのか、その点だけ質問して終わります。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 今すぐ、この場合は書面じゃなきゃできませんよってというのは、今ちょっと思い浮かばないんですけども、ある程度というか、上位法で法律で決定されているようなものでなければですね、ある程度オンライン化で申請できるという形になっておりますので、法律、上位法で縛りがあるものについては、適用除外となるものではないかと思っていますところであります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 先ほどの課長の説明で、半分の自治体で採用、半分の自治体でまだ取り組んでいないというお話でしたけれども、今、年末調整とかもスマホで入力するような時代になった、確定申告もパソコンでできるようになったということで、やれる方はそういったものを利用してやっているようです。それができなければ、役場に来て計算したりしていただいたりっていうことでやっていると思うんですけども、これを推進する法律、条例ですよ、この採用に至った経緯、そしてどういったところを推進していくお考えなのか伺います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 佐々木春樹議員おっしゃったとおりで、当然これから、昨日の赤間議員の一般質問でもあったとおりマイナンバーカードの普及関係、こちら多分に大きく関係してくるかと思えます。ですので、このマイナンバーカードでいろいろな役割が果たせる部分もありますので、当然、いわゆる行政全般ですね、ある程度紙ベースでもそれ以外でも対応でき得るような、ある程度の行政事務についてはできる限りオンライン化していきたい、これに限ったというわけではないんですけども。当然、DX関係、自治体のDXの計画もございますので、それとタイアップして、一気に多分できないと思えますので、徐々にできるものからやっていきたいと思っていますところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） この条例、行政用語の条例ですよ。通称、何ていう条例なのか、そして、そういったことを普及していくっていう中で、住民にどのように浸透させていく

お考えなのか、伺います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 行政用語ですね、本当に、大衡村情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例、通称オンライン化条例という形になろうかと思ひます。大衡村オンライン化条例という形になろうかと思ひますので。

あとは、住民への周知の方法、これちょっと難しいですけども、もう当然自治体DXの推進計画も一緒に絡んできますので、その方向性が決まったら、こういった部分が例えばオンライン化になりますよと、その都度都度ですね、チラシ広報等でやっていきたいと思ひているところでございます。

中には、今すぐでき得るようなものもあろうかと思ひます。ですので、ちょっとそこら辺については、あと予算も伴う絡みもあるかと思ひますので、そこら辺については、いろいろ種々検討しながら頑張っていきたいと思ひているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） ぜひ、そのように取り組んでいただきたいと思ひます。

今度こういうことができるようになりましたよっていうときに、やはり難しい用語で記載すると思ひます。なので、通称、役場に来なくてもこういうことができるんですよみたいな周知の仕方をして、利用できる人が利用できるよに心がけてやっていただきたいと思ひのと、理解できない方は今までどおり行政サービスしますよみたいなフォローも、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） おっしゃるとおり、どうしても法律、例えばこちらですね、いわゆる条例を制定するには結構難しい形での条文になってしまいます。ただ、住民の皆様にお知らせする際には、本当にかみ砕いた内容でお知らせしたいと思ひておりますし、我々職員も、マイナンバーカードの登録関係、申請関係についても、職員と一緒にやっているような状況でございますので、内容等についてもそうですし、当然高齢者の方もいらっしゃいますので、分かりやすいような部分での情報提供に努めていきたいと思ひているところでございます。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第6号、大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） おはようございます。説明は小川室長からご説明申し上げます。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） おはようございます。

議案第6号、大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書につきましては16ページ、新旧対照表につきましては1ページをお開き願います。

説明は、新旧対照表にてご説明申し上げます。

民法並びに児童福祉法の改正に伴うものでありまして、懲戒に係る権限の濫用禁止を定める第26条を削除するものでございます。

この懲戒権につきましては、親権者等が監護、教育のための手段として、子供を戒めることを認める民法の懲戒権の規定が削除され、体罰の禁止を明確化されたことによるものでございます。

議案書16ページをお願いいたします。

附則の施行期日でございますが、公布の日から施行するものでございます。

説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第7号、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） こちらも、説明については小川室長からご説明申し上げます。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議案第7号、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書につきましては18ページ、新旧対照表につきましては2ページをお開き願います。

説明は、新旧対照表にてご説明申し上げます。

改正内容の趣旨としましては2点ございまして、1点目が去年の9月の通園バスの痛ましい事故を受けたことなどにより、安全管理に係る関係省令が改正されたことに伴い規定の追加をするもので、2点目が先ほどの条例と同じく民法改正により懲戒権が削除されたことによるものでございます。

初めに、第6条の改正でございますが、条の追加に伴い、第7条の3第2項を加えるものでございます。

新旧対照表3ページをお願いします。

第7条の2は安全計画の策定の規定について追加するもので、第7条の3は自動車を運行する場合の所在の確認について規定をするものでございます。

4ページをお願いします。

第10条ですが、文言整理及びただし書を削除するものでございます。

第13条は、懲戒に係る権限の濫用禁止を削除するものでありまして、先ほどの条例改

正でご説明したとおり、体罰の禁止を明確化されたことによるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第14条の2、2項は、職員に対して衛生管理に係る規定を追加するものでございます。

議案書19ページをお願いいたします。

附則でございますが、第1項の施行期日は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、第7条の3第2項に対する経過措置の規定で、令和6年3月31日までの1年間の経過措置が規定されているものでございます。

説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 説明で、昨年の9月に痛ましい事故が発生したわけですが、それらを受けて国の省令等が改正されたことによる改正と理解いたしますけれども、第7条の3ですか、所在の確認ということで、具体的に、規定はこのようにあるわけですが、どのようなことを義務づけるっていいですか、その具体的な説明をしていただきたいと思えます。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 所在の確認というご質問ですが、例えばなんですけれども、バスや車に乗ったときに子供の人数をきちんと把握したりとか、乗降の際にきちんとその子が降りたかどうかという確認とか、あと全園児が降りた後の人数でバスに取り残しがないかどうかということを確認するという意味を含めての所在確認、あとそれから、園外保育とか外に出かけたときに、子供たちがちゃんと人数がそろっているかどうか、そういうところも含めての安全確認と認識しております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 所管課としては、現在、送迎、村から離れてやってもらっているわけですよ。そうした場合、所管課としての指導という、こういう計画を立ててくださいということになろうかと思えますけれども、その人数の確認やら、どういう方法で確認を、村として指導していく考えなのか。確認の方法はどうなんですか。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 人数の確認方法についてのご質問なんですけど、バスに乗る園児さんは毎回同じ人員なので、その名簿的なもの、チェック表をつくっていただいて、

乗ったか乗らないかということを必ずチェックするということで指導しております。実際、現在もそのとおりしていただいている、バスの運行のときにそのチェック表とかもついているので、そちらも行政として確認しております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 名簿による確認、間違いなくやられているし、適切な確認をその都度されておると思いますけれども、今回こういう改正があるゆえにということで、なお、所管課としての指導を徹底していただき、よそで起きているから大衡ではということにならないように、そういう事故、忘れた頃に起こりがちですので、今後も引き続き、この条例改正に伴い、あわせて徹底した指導をしていただきたいと、これは要望です。

終わります。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 今後も指導を徹底してまいりたいと思います。

以上です。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 大衡村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第8号、大衡村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） こちらの改正につきましても、小川室長からご説明申し上げます。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 議案第8号、大衡村放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書につきましては21ページ、新旧対照表につきましては6ページをお開き願います。

説明は、新旧対照表にてご説明申し上げます。

改正の趣旨としましては、先ほどご説明しました2つの条例と同じもので、安全管理に係る関係省令が改正されたことに伴い条例の追加をするもので、もう一つが民法改正により懲戒権が削除されたものでございます。

第6条の2から第4項まで、安全計画の策定を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第6条の3につきましては、自動車を運行する場合の所在の確認について規定するものでございます。

第12条の2につきましては、業務計画の策定について定めたもので、感染症や非常災害発生時において、継続的にまたは早期に業務再開できるよう計画を策定し、研修や定期的な訓練、計画の見直しについて規定するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第13条第2項につきましては、職員に対して衛生管理に係る規定を追加するものでございます。

議案書22ページをお願いいたします。

附則の施行期日でございますが、令和5年4月1日から施行するものでございますが、安全計画策定等につきましては、令和6年3月31日までの1年間は経過措置として規定されたものでございます。

説明については以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（細川運一君） 日程第8、議案第9号、大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） おはようございます。

それでは、議案書につきましては24ページをお願いいたします。

議案第9号別紙、大衡村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表につきましては9ページをお願いいたします。

説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

健康保険法施行例等の一部改正により、出産育児一時金の支給につきましては、健康保険法第101条の政令で定める金額として、健康保険法施行例第36条に規定する40万8,000円を48万8,000円と改められ、条例の一部改正を行うものであります。

出産育児一時金は、産科医療補償制度に加入されている医療機関等での出産については1万2,000円が加算され、現行支給額は42万円となっており、改正後は50万円となるものですが、宮城県においては標準的事務処理として統一を図る上で、産科医療補償制度に加入しているか否かにかかわらず出産育児一時金を50万円とすることから、条例第6条第1項中の40万8,000円を50万円とし、産科医療補償制度に係る加算分の規定であるただし書を削るものであります。

なお、産科医療補償制度に係る加算額については、大衡村国民健康保険条例施行規則において1万2,000円と定めていることから、規則についても改正するものでございます。

議案書の24ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日は令和5年4月1日から施行するものとし、経過措置といたしましては、施行日前の出産した被保険者に係る出産育児一時金については従前の例とするものでございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 大衡村定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第10号、大衡村定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。

議案第10号、大衡村定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書は26ページになります。

説明は、新旧対照表でご説明させていただきます。

新旧対照表10ページをお願いいたします。

まず、今回の条例改正につきましては、定住促進住宅の入居条件を変更するための改正となっております。これまでの個人入居に加えまして村内企業の法人使用について、条件に加える改正内容となっているものでございます。

改正内容といたしましては、近年の定住促進住宅の入居率が80%前後で推移しておりまして、空室が多い状況となっていることから、村内企業の社宅利用の需要を見込むことで入居率の向上と併せまして村内企業の雇用確保の支援が図られるため改正を行うものでございます。

条例の改正内容についてでございますが、10ページの第3条につきましては、入居者の公募方法の規定で、法人の社宅使用の項目を加えるものでございます。

第4条は、入居者資格の規定で法人の社宅使用の条件を加えるもので、第1項第1号は個人入居の資格といたしましてこれまで同様の内容となっております。11ページをお願いいたします。第1項第2号は法人使用の資格といたしまして、村内に事業所または事務所を有していること、イといたしまして資本金1,000万円以上かつ従業員5名以上であること、ウといたしまして市区町村が賦課徴収している税金等を滞納していない

者であること、エといたしまして法人及び役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条の規定に該当しないこと、以上の4つの資格条件を規定するものでございます。

ページ飛びまして、13ページをお願いいたします。

第8条は、住宅入居手続の規定で、第1項第1号は個人入居の手続といたしましてこれまで同様の内容となっております。

第1項第2号は、法人使用の手続について加えるもので、法人使用については保証人に代えて村が協定を締結した保証会社等との賃貸借保証委託契約を求める内容となっているものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

第10条は、入居の承継の規定で、第2項といたしまして法人使用における入居者の変更について村長の承認を求める規定を加えるものとなっております。

なお、その他の条項の改正につきましては、個人入居に法人使用を加えることに伴いまして、共通して使用する用語の定義を規定するための改正、例えば入居を入居等とするなどの改正と、その他文言の修正になるものとなっているものでございます。

議案書の28ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものとなっております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 1点だけお伺いします。

この条例改正ですね、住宅の入居率が落ちたからこういったものを付け加えたのか、それとも企業からそういった要望があって取り組んだのか、その辺だけ確認したいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 要因といたしましては2つございまして、1つが入居率が80%前後ということがしばらく推移しているという要件と、要望というんではないんですが、立地企業のお話の中で、そういったものについてもというような、情報交換の中でそういった話もありましたので、そういったことを需要に見込むことで、入居率の向上と併せまして立地企業の雇用促進の確保にも寄与するということを狙いといたしまして改正するものでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2 番（佐野英俊君） 入居条件の改正で、ただいま答弁のとおり、非常にいいことかなとは理解するんですが、まだまだ大衡、アパートやこういう住宅への入居、その地域との交流といたしますか、非常に人間付き合いが、例えば申し上げますとアパートに入居しましても地元に対して知らんぷりっていいですか、表現悪いんですが、地区の会費も納めないとかそういうような弊害も起きているのが現実なわけですけども、こういう住宅を社宅としての利活用する、村側としては非常に入居率が向上してよいことかなと思いますが、そういう地域との、住民としての交流ですね、その辺も併せて契約の中で考えていっていただきたいなど、質問よりもそういう要望的なことを申し上げたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご指摘の状況等も地域によってはあると聞いてございます。こちら、大衡村の定住促進住宅という性質もございまして、そういった点にも配慮いたしまして、入居の条件というわけではないんですが契約時の際に、個人入居の方もこれまでもしていたんですが、入居の際にはその地域への、コミュニティーへの参加、あるいは共益費とか地区会費の納入等についてもご説明をさせていただいて、同意書のようなものをこちらでつくっておきまして、そちらを確認させていただいて同意書に署名捺印をさせていただいて契約をしているというような状況でございまして、今回の法人使用につきましても、そういった同様の取扱いをしたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3 番（石川 敏君） 今回の改正で、法人も入居可能ということですけども、確認したいんですけども、村との入居の契約ってなるんでしょうかね、それは法人を相手方としての契約になるものかどうかの確認と、住宅の使用料の納付も法人なものかどうか、入居する個人なものかどうか、その点確認したいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） どちらも、法人との契約そして法人からの使用料の納入ということ想定しているものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3 番（石川 敏君） 理解しました。もう1点だけですけども、この法人についての基準規定がありますが、村内に事業所有する、あと資本金1,000万円以上、5名以上、こうい

った基準なんですけれども、数字的に何かのどこかの根拠があってこういう数字にしたものかどうか、その辺の基準ですね。

あと、該当する可能性のある法人っていうのは実際にあるのかどうか。見通しとしてはどうなのでしょう。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） この条件、1,000万円以上、従業員5名以上という基準の部分につきましては、明確なものでこういったものに基づいたというものはございませんで、需要といたしましてある一定規模以上の法人企業に需要があると見込んで設定をさせていただいたもので、対象数につきましてはちょっと明確に拾えているものではないんですけれども、立地企業、特に工業団地に立地しているような企業につきましてはほとんど該当するものと認識しております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 定住促進住宅、80%前後の入居率であるので法人もということに踏み切ったようなんですが、個人の方々ももちろんいらっしゃるわけですが、この法人の利用率のラインというのは、例えば担当課としてはどの程度まで考えているものなのか。空きが出ればすぐ法人っていう考え方ではないと思うんですが、その辺のラインの考え方について、一つ確認をしておきたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 明確に定めるものはございませんで、これまでずっと、近年80%程度で入居率が推移してきたというのがございまして、今回法人使用を加えることに伴いまして当初の段階では1法人当たり3部屋を上限といたしまして入居募集をかけまして、その後の申込み状況を見ながら、個人入居の分を確保しておくのかどうかという部分は、双方の需要、問合せの状況を見ながら、バランスを取っていきたいと考えているものでございます。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第11号、大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、私から大衡村非常勤消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げたいと思います。

議案書については30ページ、新旧対照表については21ページをお開き願いたいと思います。

説明については、新旧対照表でご説明申し上げます。なお、開会前にワンペーパー、お手元に、裏表のやつあるかと思しますので、これも併せて使用いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

新旧対照表、21ページをお開き願いたいと思います。

まず第2条でございます。第2条については、消防団員の定数を200名から260名とするものでございます。その内訳といたしまして、2条の2ということで、基本消防団員は200名、あとは機能別消防団員は60名という形になるものでございます。

あとは、基本団員の任用についての規定を新たに設けたものでございまして村長の承認を得てから団長が任命するという規定を設けたものでございます。

あとは、機能別団員については、過去に大衡村消防団として所属していた者のうち、分団長の推薦に基づき村長の承認を得て団長が任命すると規定を付け加えたものでございます。

あとは、休団の部分については、報酬または手当、この手当というのは機能別消防団員の関係の部分で新たに付け加えたものでございます。

退職及び定年の部分でございますけれども、機能別団員の定年の規定を新たに付け加えたものでございます。

あとは、第10条でございますけれども、機能別団員の業務ということで、機能別団員の部分の業務の内容についてを規定したものでございます。

あとは、第12条については、団員というのを基本団員に改めたものでございます。

あとは、手当の関係については、機能別団員の手当は次に定めるところによるということで、年間手当2万円、あとは災害活動手1回当たり1,500円ということでございます。

第12条の3項から6項までについては、「又は手当」という機能別団員の部分の手当の部分の規定を付け加えたものでございます。

第13条については、団員のところを基本団員と改めたものでございます。

第14条でございます。これが一番の肝となるものでございまして、「団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病による死亡し、若しくは障害の状態になった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して損害を補償をする」と。「公務災害補償の額及び支給方法については、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合の定めるところによる」というところでございます。今までは、基本団員の部分でございましたけれども、その公務災害補償を機能別消防団員まで拡大するための条例改正という形になっているものでございます。

それで、ワンペーパーのほうをご覧になっていただきたいと思えます。

まず、基本団員の定数、今200名でございますけれども、実員が3月1日現在で138名、機能別団員の定数は60名に対して実員が今33名でございます。基本団員の定数は、消防団の組織等に関する規則第3条で規定されておりますし、機能別団員の定数については大衡村消防団機能別団員活動要綱第5条で規定されているものでございます。

現状でございますけれども、今の基本団員の部分については公務災害補償制度に加入しております。機能別団員についてはスポーツ安全保険に加入していると。この部分、機能別団員が公務災害補償制度に加入するためには、消防組織法で規定する条例定数に加える必要があると。これについては、宮城県の事務局である宮城県町村会に確認をしております。この条例定数の中に機能別団員の人数も含めなくちゃいけないというものでございまして、今般、条例定数を増やしたものでございます。

裏面をご覧になっていただきたいと思えます。

機能別団員の加入保険の補償内容の比較表でございます。

今までスポーツ安全保険ということで、死亡については2,000万円1回のみ、後遺障害については3,000万円ということで1回のみという部分について、今般、機能別団員の公務災害補償部分について、掛金は2倍強にはちょっと跳ね上がるんでございますけれども、死亡の部分については最大で2,576万8,000円程度、それ以降もいわゆる遺族に

対して遺族の支援金等々が支払われるというような、補償内容をかなりアップさせたような形でやっていきたいというものでございまして、今般、この機能別団員の部分についてこの条例に入れ込んだものでございます。

では、議案書に戻っていただきまして、附則でございまして、31ページでございまして。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございまして。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） これまで、俗に言うOB団員と言われているような立場の方々が、きちんとした補償を受けられる形の機能別団員という身分を保障するという形になるという理解なんですけれども、ただその中でちょっと気になるのが、10条ですね、機能別団員の業務に関して、実際問題現場に行ったときにこれをきちんと把握、守っていなかった場合はその補償は担保されるのかどうか。実際、現場に行って後方支援という形であるにもかかわらず、人材不足のために例えば前線のほうまで行くとか、あるいはそれ以外に、指定された業務以外に活動したときの補償は確保されるのか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） これについては、ケース・バイ・ケースになろうかと思いますが、最終的な判断は、県の町村会の宮城県災害補償基金でしょうかね、そちらで判断をされるかと思いますが、基本的に機能別団員については後方支援というのを主として業務をやっていただくような形になっておりますので、具体的に、実際人員がいなくて、実際に水をはじいてけがをされたという場合については、ちょっとケース・バイ・ケースになろうかと思いますが、その部分でけがをなされたという部分については、事務局である県の町村会での確認作業を行ってから判断になろうかと思っております。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 何か、実際現場に行ったときに、その業務分担が確保されるのか、ちゃんとやっていれば、その危機意識とか、実際火災が発生したときにこれでは駄目だと思えばやっぱり一生懸命頑張ると思うんです、現場に行った人間は。それが、消防基本団員だろうが機能別団員だろうが、それは関係ないと思うんです。そのときに、あなたはこれで後方支援だけなんですから、この補償に該当しませんよということにならないよ

うなための補償制度まで考えてほしいなと思うんです。そこまでは、今回は請求しませんが、その辺の判断を、きちんと正当な判断をしていただいて、実際に障害なり、極端な話死亡されたときの補償を担保していただけるような形を取っていただきたいと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 高橋議員おっしゃるとおりでございます。当然、現場に行くと、昔は消防団員の方でございますので、そのOB団員の方でございますので、幾ら後方支援という形があっても、なかなか人員がいなくてという部分もあるかと思えます。ですので、そこら辺については、当然、事務局である宮城県町村会に、こういったときは当然対象になりますよ、こういったときは対象になりませんよという部分で、ある程度そういった線引きというんでしょうか、そういった部分を確認した上で、OB団員へちょっと周知徹底を図っていきたいと思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今回の改正、機能別団員も災害補償制度拡充するという趣旨は理解いたしますが、1点だけちょっと、団員の定数です。今までの基本団員200名、機能別団員60名、それを合計して260名、そのままの人数なんですけれども、現状のこのペーパーを見ますと、合わせても171名で大分下回ってる現状ですよね。実際としては3分の2ぐらいの定数しかなくなっているんですけれども、その辺で定数を同じ数字にしたというのは、もう少し現実に合ったような定数に直してもよかったのではないのかなとも思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） この定数については、この条例の制定時から変わっていないと理解してございます。去年あたりも、幹部会等でそういった話題も触れさせていただいて、いわゆる分団の再編ですね、分団の再編関係についてもちょっと相談させていただいて、各分団からこのままでいきたいというような形で、分団の再編をしないで今現状のままでやっていきたいというような話は、各分団から承っております。

この定数の関係については、確かに減少している傾向にございます。いろいろな部分でちょっと増やそうという努力もございまして、女性消防団員の関係についても佐々木春樹議員等々から質問もあって、そういった部分でもちょっと今模索している状況でございますので、現行はこの200と60という形でやっていきたいと思っておりますが、当

然、消防団の数が減少していけば、分団の再編も含めこの定数も変更していかなくちゃいけないんだろうなと思っているところでございますので、その点でご理解をいただきたいと思っているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 村でもいろいろ新しい団員の加入については手を尽くしているっていう部分も理解いたしますし、新規の団員も加入している状況でもあるようですけれども、それはそれとして、やっぱり現状の団員も退団しないように、ある程度活動していただくようなことも取っていかないと、どうしてもね、減少というのは止まらないのかなっていう感じもするんですけれども。今回の改正では、定数は現状のままっていうことでしょうけれども、いずれやっぱり実態に合わせた数字、人数に考える必要があるのではないかなと思うんですよね、現実問題として。分団の再編問題もあるでしょうけれども、総体的な人数、適正なやっぱり団員人数に条例も近づけていくようなことも必要ではないのかなと思いますけれどもね。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 総務課で一応検討した部分で、例えば同じ人口規模等々でほかの町村はどのぐらいだっという部分を見ると、160名とか150名とかっていうところが結構多いんですね、いわゆる基本団員の定数の部分については。ですので、今すぐっていうわけには当然いきませんので、当然消防団員を増やす努力というの、こちらのほうでも総務課のほうでも頑張っていかななくちゃいけないと思っておりますので、ただ石川議員おっしゃるとおり、その時代の趨勢によってだんだん少なくなってきた、そういった部分については、実態に即した形での考えをしていかななくちゃいけない、検討はしなくちゃいけないんだろうなとは思っているところでございますので、こちらのほうも増やす努力はいたしますけれども、状況を見て検討しなくちゃいけないというふうなご理解をいただければありがたいかなと思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 質問、いろいろ出ておりましたけれども、重複するところは避けますが、まずこの改正を聞いて機能別団員の扱いが、もう少し頑張ってもらいたいなっていうふうな捉えかねないんです。というのは、当然OBですので、現場に行って後方支援、見ていられないからもう管そうをつかむっていう場面も出てきますし、もともと消防団員は常備消防の後方支援なんですよ。であれば、補償もきちんとするので極力現場で活

躍してほしいというふうに捉えられかねませんので、やはりOB団員の役割、通常団員の役割、そういったところをきちんと明確化して、幹部会などで伝えていかなきゃいけないかなと思いますし、お話の中にあったように女性消防団ですか、そういったところもやはりこれから各地区での自主防災組織を再編していく際に、構築していく際に、130名ぐらいの団員ではやはり各地区においては厳しい状況が出てくるのかなと。皆さんご承知のとおり、5分団人いっぱいいるように見えますけれども、4地区で定員20名です。ということは5名なんですよね。そうすると、やはり厳しいんです、そういうふうな中でいくと。若干人数増えても大丈夫ですよってはいうものの、そういうわけにもいきませんし、いかないので、そういったところも見据えて、まずはOB団員に対しての役割、やっぱり徹底していただく。そして、けがなどしないようにですね。OB団員であっても1回くらい講習を受けるとか、何か作業してみるとかっていうことも必要になってくるのかなと、そういうことを取り組む分補償もきちんとしたんですよ、なので退団してもOBで少し後輩の面倒見てくれぐらいの話をしていけば、よりつながりが保てるのではないかなと思いますが、そういったところでの考え方はいかがですか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 実際、OB団員、機能別団員と基本団員の部分の役割というのは、佐々木春樹議員おっしゃったとおりの部分で想定はしてございます。ただ、先ほどの高橋浩之議員の部分で、当然、現場になったら管そうを持つかもしれないよと、そういった部分については、そういった線引きですね、線引きというのを県の町村会の事務局のほうに、こういった場合はどうですかとある程度投げかけをした上で、そういった部分で、その状況を聞いた上で、幹部会等々でこういった部分で説明していきたいと。当然、OBの方は今まで消防団として活躍されてきて、現役団員でなくなってOB団員とされたわけですので、そういった持ったノウハウというのを各後輩というんでしょうか、各地区の後輩等々に受け継いでいっていただくのも一つの仕事とっておりますので、そこら辺についても、幹部会等々で周知徹底を図っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 参考までに、総務課長、県内でこの機能別団員、組織している自治体は何自治体くらいあるかお聞きします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） これちょっと、今手元にはございませんが、県内の全市町村にアンケートを取っておりました。うちのほうの総務課でアンケートを取っておりますので、後ほどちょっとお示いたしますけれども、機能別団員もないところもございます。いわゆるOB団員がないところ、基本団員だけだと。当然そういったものもありますので、機能別団あったところは、ちょっと3分の1程度、もしくは半分程度だったのかなど。手元にないだけで、デスクにはその資料ございますので、後ほどお知らせしたいと思いますのでよろしくお願いいたしますと思います。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩をいたします。

再開を11時25分といたします。

午前11時14分 休 憩

午前11時25分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 先ほどの遠藤昌一議員の、機能別団員の県内の市町村の状況はどうだというご質問でございますけれども、昨年アンケートを実施しております。記載のとおりでございますけれども、大衡村を除く34市町村全部にアンケートをお願いしたところ、24市町から回答をいただいております。回答いただいた24市町の中で、機能別団員、いわゆるOB団員を導入している市町については8市町、ちょうど3分の1という形になっているところでございます。

あとは、機能別団員制度を導入している市町村で条例で定員を定めている市町については8市町中7市町ということで、大崎市を除くと。ただ、大崎市の回答資料から判断できませんが、恐らく団員の条例定員に含まれていると思われるものでございます。

先ほど来申し上げているとおり、消防団員としてカウントされるためには条例で定員を定める必要があると。これが先ほど言ったとおり消防組織法第15条の2と。消防団員

の定員は条例で定めるという形になっております。ですので、先ほどは3分の1か2分の1という話でございましたが、回答した町村のうち3分の1しか機能別団員は、機能していないというようなことでございますので、ご報告申し上げたいと思います。（不規則発言あり）

議長（細川運一君） 今に対してですか。一応、議案としての審議は終わってございますけれども、議長として許可したいと思います。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） この機能別団員を導入している8つの市町、この中でアンケートにこういう文言あったんですか、定年制を設けているっていうところあったか、機能別団員の定年制っていう質問ってあったかどうか、それだけお聞きしたいと思ったんですけれども。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） こちらの定年制の部分の質問については、こちらのアンケートではしておりませんでした。

日程第11 議案第12号 万葉バスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議長（細川運一君） 日程第11、議案第12号、万葉バスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、議案書33ページ、ご覧いただきたいと思います。

議案第12号別紙でご説明申し上げます。

大衡村万葉バスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例でございます。

万葉バスにつきましては、平成15年7月から運行を開始してきましたけれども、昨日の石川 敏議員の一般質問もありましたとおり、今般、公共交通の見直しに伴いまして万葉バスの運行を廃止するため、条例を廃止するものでございます。

施行日は、令和5年4月1日からでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声

あり) 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長(細川運一君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 大衡村国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議長(細川運一君) 日程第12、議案第13号、大衡村国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長(細川運一君) 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長(早坂紀美江君) それでは、議案書35ページをお願いいたします。

議案第13号、大衡村国民健康保険出産費資金貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてでございます。

大衡村国民健康保険出産費資金貸付基金につきましては、被保険者が出産する際の出産費用は医療機関等に対し一旦全額を支払い、その後世帯主の申請により出産育児一時金が支給されるものであったため、一時的な負担が大きいことから、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産育児一時金の8割を限度に出産費用の支払い資金として貸し付けるため、平成13年度より基金を設置し、貸付事業を開始したものでございます。

現在は、出産育児一時金を保険者から医療機関等へ支払う直接支払い制度や、直接支払い制度に対応していない医療機関等については受取代理制度が定着し、平成18年度からの貸付実績もないことから、本貸付基金の役割は終えたものと考え、廃止するものでございます。

廃止条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日とするもので、同日付で、大衡村国民健康保険出産費貸付規則も廃止するものでございます。

なお、基金残高120万円につきましては、国保会計へ繰入れを行い、国保財政調整基金へ積立てをするため、今議会の補正予算として提出させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 大衡村ごみ処理場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議長（細川運一君） 日程第13、議案第14号、大衡村ごみ処理場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案書37ページをお願いいたします。

議案第14号、大衡村ごみ処理場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてでございます。

昭和53年3月に条例を制定し管理してきたごみ処理場は、昭和55年11月から新設されたごみ処理施設の稼働に伴い閉鎖されていることから、残存していた条例を廃止するものでございます。

施行期日は公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 村道路線の認定について

議長（細川運一君） 日程第14、議案第15号、村道路線の認定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書38ページをお願いいたします。

議案第15号、村道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき次のように村道路線を認定するものでございます。

路線番号185、路線名が針東線、起点が大衡村大衡字針東から、終点が大衡村大衡字針東までになります。

路線番号186、路線名が吹付前線、起点が大衡村大衡字吹付前から、終点が大衡村大衡字吹付前までになります。

続きまして、別紙の議案第15号別紙の図面をご覧いただきたいと思っております。

今回提案いたしますこの村道の2路線につきましては、いずれも現道が未舗装の砂利敷きの道路となっております。国道4号との接続部につきましては、現在国土交通省が施工中の国道4号拡幅改良事業に伴い将来的には信号機の設置が計画される交差点となるものとなっております。令和5年度中の施行を予定されているものでございます。

今般、この国道4号との交差点部から、村道の針沖横前線までの区間につきまして、村道認定することについてご提案を申し上げるものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） この2路線、参考までに、何キロはないんですけれども、大体何百メートルになるかお聞きします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 約になりますけれども、認定延長で針東線が約190メートル、吹付前線で約290メートルとなっております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 常任委員会でも説明あったんですけれども、1点だけ。この路線の起点終点、同一名なんですけれども、今後支障を来すことはないのでしょうか。確認です。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 基準点名につきましては、将来的にも変更になることはない

認識しております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 4号線の拡幅改良に伴う分で理解しますけれども、説明で現道砂利道っていう説明ありましたけれども、国道4号の側道となる部分やらは舗装の考えあるのかどうか、それから冬季間の除雪については対象となる路線になるのか、その点だけ確認します。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 国道4号の拡幅改良事業に伴いまして、まず針東線の部分につきましては、現道にすりつけるところまでにつきましては国土交通省の工事の中で舗装をされるような形になります。

186路線の吹付前線につきましては、図面でいいますと国道4号と並行に走る部分ですね、側道になる部分につきましては、国道4号拡幅改良の事業の中で舗装されるような形になります。

将来的には、この2路線とも緊急自然災害対策事業債を活用しまして、排水路の道路の側溝の部分の整備の部分と、あと現道の舗装というような形での整備を計画したいと考えているものでございます。

あと、除雪関係になるんですけれども、供用開始後、走行の状況等を見ながら判断していくような形になると思います。2路線ともする必要はないのかなとは考えておりました、地域の交通需要等を調査させていただいて、除雪については判断していきたいと考えております。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議長（細川運一君） 日程第15、議案第16号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、議案書は39ページをご覧いただきたいと思います。

議案第16号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてです。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

別紙の議案第16号別紙でご説明申し上げます。

1 ページ、ご覧いただきたいと思います。

今般の総合整備計画の変更についてでございます。辺地地区は大瓜辺地で、1 ページの表のところに赤字で記載しておりますテレビ受信施設の事業費の変更でございます。

1 月末で実施設計が完了したことによりまして、事業費の変更をするものでございます。

内容につきましては、2 ページ、ご覧いただきたいと思います。

表の一番下のテレビ受信施設、大瓜地区テレビ共同受信施設整備事業でございます。

令和5年度と令和6年度の2か年事業で計画しておりまして、それぞれの年度の事業費を変更してございまして、令和5年度が2,800万、令和6年度が4,240万円で変更をするものでございます。

こちらにつきましては、令和6年度分の予算につきましては、令和5年度当初予算で債務負担行為の設定をさせていただくこととなっております。

3 ページにつきましては、変更に伴います大瓜辺地の事業費の総計でございます。こちらも併せて変更となりますので、よろしく願いいたします。

最後のページにつきましては、大瓜辺地の地区図でございますが、こちらは変更ございませんのでよろしく願いいたします。

説明は以上となります。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。石川 敏君。

3 番（石川 敏君） 辺地計画の変更ということで、大瓜地区のテレビの共同受信施設の整備事業でありますけれども、この事業計画書を見ますと、金額につきましては一般財源のみで、辺地債の記載しかないんですけれども、現状の施設整備した際には組合加入者の分担金徴収もあったんですけれども、今回の整備については特定財源何も記載されていませんけれども、全額一般財源、辺地債ということで充当するものかどうか。どうなん

でしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

現時点においての実施設計が固まったということで、総事業費の変更に伴いまして計画を変更するというものでございます。

ご質問いただきました財源の内訳の一般財源となっておりますが、こちら現在のところ辺地債全額充当ということでございまして、当初のテレビ共同受信施設を設置した際には、確かに分担金を頂いておりますので、今後そちらの分担金についても地元の組合と協議をしながら、その額等を定めていきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） この計画書には記載はないですが、実質の事業に当たっては地元組合との協議ということで、実際には分担金は生じてくるって解釈でいいんですか。改めてきちんと確認したいと思えますけれども。実施設計を完了したわけですので、令和5年度から工事入りますよね、令和5年、令和6年と。やっぱり、工事内容についての組合の皆さんへの説明っていうのも、当然していただく必要あるんですけれども、組合、毎年加入者で総会やっています。今年はまだ終了しました。ですので、実際にはその時点できちんと工事の内容を皆さんに説明していただければいいんですけれども、いずれの機会か設けて、やっぱりその説明する機会をつくっていただきたいと思うんですけれども、そういう予定はどうなんでしょう。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご質問いただきました第1点目の分担金につきましては、石川議員おっしゃるとおり、今後、前回同様に分担金が生ずると理解してございます。

工事に際して、地元への説明ということですが、実施設計の途中において組合の役員会ということで一度ご説明させていただいておりますが、先ほどお話しいたしましたその分担金についても、総事業費がどのぐらいになるのかっていうことも不明なために、その辺の分担金の額についての協議というものができておらなかったということでございますので、令和5年度に入りまして組合との分担金の額の協議やら、その工事に当たっての内容の説明と併せまして実施していきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） ただいまの質問のとおり、受益者負担の在り方について質問しようと思

ったんですが、最終的にそうしますと受益者負担は発生するという理解でよろしいのか。

それから、今回実施設計完了による変更、理解します。それで、計画は計画としましても、変更前が事業費5,500万円で今回7,540万円、2,040万円の開きっていいですか、今回変更額、計画は計画としましても当初計画のこの5,000万円の試算といいですか積算、試算方法、どうだったのかだけ伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 当初計画の5,000万円の積算方法でございますが、こちらは前回の工事の内容を参考に積算をさせていただいたところでありまして、その程度の事業費で収まるのではないかと想定を進めておりましたけれども、実施設計に入りまして、地区の現況やら、そして最近においての物価の高騰等によりまして、事業費も当初計画より膨らんだというような経緯でございます。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

議長（細川運一君） 日程第16、議案第17号、宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは、議案書については41ページ、新旧対照表につきましては25ページをお開き願いたいと思います。

説明については、新旧対照表25ページでご説明を申し上げます。

宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更でございまして、別表第1中、白石市外二

町組合を削るものでございます。

この件については、公立刈田総合病院民営化に伴い、運営してきました白石市外二町組合の解散によるものでございます。

議案書41ページをお開き願いたいと思います。

この規約は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

2といたしまして、脱退清算金の割合を示したものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

議長（細川運一君） 日程第17、議案第18号、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 議案書につきましては43ページ、新旧対照表については26ページをお開き願いたいと思います。

説明は新旧対照表にて行います。

これも前と同じでございますけれども、別表第1中、白石市外二町組合を削るものでございます。

内容については、公立刈田総合病院民営化に伴い、運営してきた白石市外二町組合解散によるものでございます。

議案書43ページに戻っていただきまして、この規約は令和5年4月1日から施行する
ものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声
あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置
する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員
公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

議長（細川運一君） 日程第18、議案第19号、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査
会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償
等審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 議案書については45ページ、新旧対照表については27ページをお開
き願います。

説明については新旧対照表にて行います。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害等審査会のほうの部分でございます。

別表第1でございます。別表第1中、白石市外二町組合を削るものでございます。

これにつきましても、理由といたしまして公立刈田総合病院民営化に伴い、運営して
きた白石市外二町組合の解散によるものでございます。

議案書45ページをお開き願いたいと思います。

附則でございますが、この規約は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声

あり) 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長(細川運一君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長(細川運一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第20号 令和4年度大衡村一般会計予算の補正について

議長(細川運一君) 日程第19、議案第20号、令和4年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長(細川運一君) 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(残間文広君) それでは、議案第20号別紙でご説明申し上げますので、1ページ、ご覧いただきたいと思ひます。

令和4年度大衡村一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,929万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,017万9,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費に係る規定で、第2表でご説明申し上げます。

第3条は、債務負担行為の補正に係る規定で、第3表でご説明申し上げます。

第4条は、地方債の補正に係る規定で、第4表でご説明申し上げます。

6ページ、ご覧いただきたいと思ひます。

第2表繰越明許費です。今回、5件ほどありまして、5款の農林水産業費、事業名は農業水利防災事業で、亀岡地区、大原地区水路整備事業に係るもので1,473万円のござ

います。

大変申し訳ございません。繰越明許費の表の単位が抜けておりました。単位は千円でございます。大変失礼いたしました。

7款土木費の道路橋梁費、2件目です。榎田戸口線舗装補修事業で、金額が1,140万円。

3件目は、平林線改良事業で2,720万円。

4件目は、公園維持管理費で3,300万円。

5件目は、公共土木施設災害復旧総務費で、国庫補助分でございます、3,109万円でございます。

以上、5件でございます。

次に、7ページ、ご覧いただきたいと思います。

第3表債務負担行為の補正です。

今回、2件を追加するものでございまして、事業につきましては記載のとおりでございます。期間、限度額につきましても、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、8ページ、ご覧いただきたいと思います。

第4表地方債の補正でございます。今回、5件ほど変更がございます。

まず、1件目は、道路橋梁整備事業債でございまして、北四番丁大衡線街路事業に係る180万円減額し、8,180万円とするものでございます。

2件目は、辺地対策事業債で、長町小沼田前線、大原線、テレビ共同受信施設整備事業に係るもので、272万円を減額し1,498万円とするものです。

3件目が、農業債、農業水利防災事業に係るもので、450万円減額し900万円とするものです。

4件目が、消防債、防火水槽設置工事に係るもので、340万円を減額し720万円とするものです。

5件目、災害復旧債、公共土木施設災害復旧事業に係るもので、220万円を減額し3,580万円とするものでございます。

次に、11ページ、ご覧いただきたいと思います。

内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

歳入です。

1款1項1目個人村民税70万円の増額。

2目法人村民税2,405万2,000円の増額です。

2項1目固定資産税1,100万円の増額。

3項2目種別割13万円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

4項1目たばこ税500万円の増額。

12款1項1目地方交付税2,680万3,000円の増額でございます。説明記載の普通交付税でございます。

14款1項1目民生費負担金9万9,000円の減額。

3目衛生費負担金1万円の増額。

15款1項1目総務使用料3万4,000円の減。

2目商工使用料10万7,000円の増。

3目土木使用料268万7,000円の増。内訳につきましては、1節から4節まででございます。

次のページ、13ページ、ご覧いただきたいと思えます。

4目教育使用料30万7,000円の減。内訳につきましては、1節平林会館使用料から7節大衡城青少年交流館使用料まででございます。

2項2目衛生手数料80万4,000円の増。

3目土木手数料1,000円の増。

次のページ、お願いいたします。

16款1項1目民生費国庫負担金120万円の増。つきましては、1節国民健康保険基盤安定負担金から6節の国民健康保険未就学児均等割保険料負担金まででございます。

2目衛生費国庫負担金1,437万8,000円の減につきましては、説明記載の感染症予防事業負担金でございます。

2項1目総務費国庫補助金16万4,000円の減。

2目民生費国庫補助金568万2,000円の減。

次のページ、お願いいたします。

3目衛生費国庫補助金660万1,000円の減。

4目土木費国庫補助金483万円の減。

5目消防費国庫補助金97万2,000円の減。

6目教育費国庫補助金58万円の増につきましては、説明記載のとおりでございます。

16ページ、ご覧いただきたいと思います。

3項2目民生費国庫委託金29万8,000円の減。

17款1項1目民生費県負担金246万7,000円の増。内訳につきましては、1節から7節まででございます。

2目衛生費県負担金6万1,000円の増。

次の17ページをご覧いただきたいと思います。

2項県補助金1目総務費県補助金3,000円の減。

2目民生費県補助金318万8,000円の減。内訳につきましては、1節から3節まででございます。

4目農林水産業費県補助金3,028万3,000円の増。

次のページをお願いいたします。

5目教育費県補助金19万8,000円の減。

6目振興総合補助金28万2,000円の減。

7目消防費県補助金32万1,000円の減。内訳は、説明記載のとおりでございます。

3項1目総務費県委託金44万2,000円の減。

2目土木費県委託金10万9,000円の増。

4目民生費県委託金4万3,000円の増。

18款1項1目財産貸付収入52万8,000円の増。内訳につきましては、説明記載のとおりでございます。

2目利子及び配当金65万円の増。こちらにつきましても、説明記載の財政調整基金から、次のページ、公共施設整備基金までの7基金に係るものでございます。

2項1目不動産売払収入13万4,000円の増。

2目物品売払収入1,000円の減。

19款1項2目指定寄附金1万円の増。

20款2項1目財政調整基金繰入金1億円の減。

3目長寿社会対策基金繰入金50万円の減。

次の20ページをお願いいたします。

5目ふるさと基金繰入金76万2,000円の減。

7目明神揚水機施設維持管理基金繰入金4万7,000円の減。

8目赤水処理施設維持管理基金繰入金83万8,000円の減。

9目大衡村災害復旧資金貸付基金繰入金75万3,000円の増。

22款4項1目受託金事業収入2,464万3,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の工業団地に係ります小田切A遺跡確認調査事業に係るものです。

5項1目雑入180万5,000円の増。1節から4節までと、次のページお願いいたします、説明記載の市町村新型コロナウイルス感染防止事業支援金まででございます。

23款1項1目土木債440万円の減。

2目消防債340万円の減。

4目総務債12万円の減。

5目災害復旧債220万円の減。

6目農林水産業債450万円の減。

続きまして、22ページ、お願いいたします。

歳出です。

1款1項1目議会費90万2,000円の減。

2款1項1目一般管理費1,282万7,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の総務人件費から、次のページお願いいたします、コンピューター管理費までの8事業に係る補正でございまして、主なものにつきましては、24ページの12節委託料736万2,000円の減、こちらにつきましてはコンピューター管理費に係るものが主なものでございます。

2目文書広報費151万円の減。こちらの主なものにつきましては、12節委託料でございまして、例規システム等の業務委託料の減額でございます。

3目財政管理費20万5,000円の減。

次の25ページお願いいたします。

こちらの主なものにつきましては、10節需用費でございまして、庁舎等のコピー等の消耗品費でございます。

4目会計管理費10万7,000円の減。

5目財産管理費394万4,000円の減。主なものにつきましては、26ページの12節委託料、施設保守点検に係るものが主なものでございます。あとは、17節の備品購入費につきましては、新規採用職員分の机と椅子の不足分でございます。

6目企画費293万4,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の企画総務費から大瓜地区のテレビ共同受信施設整備事業までの7事業に係るもので、主なものにつきましては27ページをご覧いただきたいと思ひます、10節需用費の燃料費、デマンド型交通に

係る燃料費と住民バスに係る燃料費が主なものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、代替バス駒場線の運行補助確定による減額でございます。

8目財政調整基金費178万7,000円の増。こちらにつきましては、説明記載の4基金に係ります補正でございます。

10目諸費2万1,000円の増。こちらにつきましては、防犯対策費から、次の28ページの男女共同参画推進事業までの6事業に係る補正でございます。主なものにつきましては、18節の負担金補助及び交付金の、説明記載の黒川行政事務組合の管理分に係る補正でございます。

次に29ページをお願いいたします。

2項1目税務総務費79万2,000円の減。

2目賦課徴収費331万7,000円の減。こちらの主なものにつきましては、22節償還金利子及び割引料でございます。

次に30ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費343万2,000円の減。主なものにつきましては、12節委託料のネットワーク設定変更に係るものが主なものです。あとは、13節のコンビニ交付システムクラウドサービス利用料に係るものでございます。

次に、4項2目常時啓発費5万3,000円の減。

3目村長選挙費38万5,000円の減。

4目村議会議員一般選挙費50万円の減。

次の31ページをお願いいたします。

5目参議院議員通常選挙費42万1,000円の減。事業完了によるものです。

次に32ページをお願いいたします。

5項1目統計調査総務費1万1,000円の減。

2目指定統計調査費2,000円の増。

6項1目監査委員費4万5,000円の増。

3款1項1目社会福祉総務費252万5,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の社会福祉総務費から価格高騰緊急支援給付事業までの7事業に係る補正で、主なものにつきましては、次のページ、33ページご覧いただきたいと思いますが、18節負担金補助及び交付金で、説明記載の5事業に係ります補助金、給付金でございます。あとは、27節の繰出金、国保会計への繰出金が主なものでございます。

2目国民年金費2万7,000円の増。

次のページお願いいたします。

3目老人福祉費528万2,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の敬老会事業から後期高齢者医療事業までの4事業分に係るもので、主なものは、27節繰出金の介護保険会計と後期高齢会計への繰出金でございます。

次に、4目障害者福祉費598万円の増につきましては、説明記載の5事業に係る補正でございまして、主なものは、次の35ページご覧いただきたいと思ひます、19節扶助費で日常生活用具給付費と障害介護・訓練等給付費、あとは心身障害者医療に係るものでございます。

5目福祉センター管理費26万5,000円の減。

2項1目児童福祉総務費138万円の減。

2目児童措置費549万円の減。

3目母子福祉費につきましては財源入替えです。

次のページお願いいたします。

4目児童館費171万3,000円の減。主なものにつきましては、14節工事請負費で自動ドア設置工事の完了によるものです。

5目児童保育費250万7,000円の減。こちらにつきましては主なものは、18節の負担金補助及び交付金で、説明記載のとおりでございます。

6目児童福祉費181万3,000円の増。こちらにつきましては主なものは、19節扶助費の放課後デイサービスに係るものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費40万3,000円の減。主なものにつきましては、次のページ、37ページをご覧いただきたいと思ひます、10節の需用費につきましては、コロナ生活用品支援に係る消耗品でございます。

2目母子保健費280万2,000円の減につきましては、説明記載の4事業に係るもので、主なものは12節委託料の妊産婦健診に係る業務委託料の減額でございます。

3目予防費2,093万7,000円の減。

次のページお願いいたします。

主なものにつきましては、12節委託料のワクチン接種に係る業務委託料の減額。あとは、18節負担金補助及び交付金の説明記載の負担金でございます。

4目環境衛生費89万6,000円の減につきましては、説明記載の4事業分でございます。

て、主なものは、10節需用費、衛生消毒に係ります医薬材料費です。あとは、27節繰出金で、戸別合併処理浄化槽会計への繰出金でございます。

5目火葬場費6万8,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2項1目清掃総務費31万6,000円の増は、説明記載のとおりでございます。

5款1項1目農業委員会費43万2,000円の減。こちらの主なものにつきましては、8節の旅費の費用弁償が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目農業総務費144万円の減につきましては、人件費が主なものでございます。

3目農業振興費2,822万円の増につきましては、説明記載の5事業に係るもので、次のページをお願いいたします、主なものは18節の負担金補助及び交付金で、説明記載の下から2件目の担い手確保・経営強化支援事業費補助金で、乾燥調製施設への補助金でございます。

42ページをお願いいたします。

4目畜産振興費39万9,000円の減。

5目農地費133万8,000円の減。主なものにつきましては、説明記載の3事業に係ります、12節委託料の建設関係委託料で、農業水利防災事業の測量調査設計に係るものでございます。あとは、15節原材料費につきましては揚水ゲート5か所分でございます。

2項1目林業振興費230万9,000円の減。

次のページをお願いいたします。

主なものにつきましては、18節で説明記載の負担金補助金でございます。

6款1項1目商工総務費5,406万7,000円の増につきましては、説明記載の3事業に係るもので、主なものにつきましては、44ページをご覧いただきたいと思います、24節積立金で企業立地促進基金積立金でございます。

2目商工振興費3万2,000円の増。

3目排水管理費11万4,000円の減。

次の45ページをお願いいたします。

7款1項1目土木総務費46万4,000円の減。

2項1目道路維持費182万5,000円の増。

次のページをお願いいたします。

2目道路新設改良費244万9,000円の減につきましては、説明記載の2事業に係るものでございます。

3目橋梁維持費につきましては、財源入替えでございます。

3項1目河川総務費につきましても、財源入替えでございます。

4項1目都市計画総務費200万9,000円の減額でございまして、説明記載の2事業に係るもので、主なものは18節負担金補助及び交付金の北四番丁大衡線街路事業に係るものです。

次に、47ページをご覧いただきたいと思います。

2目公園費417万9,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の3事業に係るもので、主なものは12節委託料と、15節原材料費が主なものでございます。

3目下水道費888万5,000円の減。こちらは、下水道会計への繰出金でございます。

4目定住促進費120万円の減につきましては、定住促進費補助金の減額でございます。

次に、48ページをお願いいたします。

5項1目住宅管理費20万2,000円の減。

2目定住促進住宅管理費2万円の減。

8款1項1目常備消防費267万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2目非常備消防費595万1,000円の減。主なものにつきましては、消防団員に係ります報酬と費用弁償でございます。

3目消防施設費201万1,000円の減。

4目災害対策費249万円の減。こちらにつきましては、説明記載の18節負担金補助及び交付金が主なものでございます。

次に50ページをお願いいたします。

9款1項2目事務局費347万3,000円の減。こちらにつきましては、説明記載の3事業に係るものでございます。主なものは、次のページ、51ページご覧いただきたいと思いません、12節委託料でございまして業務委託料の減額でございます。

2項1目学校管理費194万円の減につきましては、主なものは人件費でございます。

次の52ページをお願いいたします。

2目教育振興費395万8,000円の増につきましては、説明記載の3事業に係るもので、主なものは24節でございまして、スクールバス購入等基金積立金への積立てでござい

す。

次に53ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費704万5,000円の減。こちらにつきましては、14節工事請負費が主なものでございまして、講堂舞台の吊物設備改修工事完了によるものです。

2目教育振興費64万9,000円の減。

54ページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費2,662万9,000円の減につきましては、説明記載の4事業に係るものでございます。

次の55ページをお願いいたします。

2目公民館費197万3,000円の減。

56ページをお願いいたします。

4目平林会館管理費8万円の減。

5目万葉研修センター管理費1万円の増。

6目美術館管理費136万1,000円の減。

5項1目保健体育総務費23万7,000円の減。

2目体育施設管理費11万円の減。

次の57ページをお願いいたします。

3目学校給食センター管理費17万5,000円の減でございます。

10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費8万1,000円の減。

3目明神揚水機維持管理費4万7,000円の減。

次の58ページをお願いいたします。

2項1目公共土木施設災害復旧総務費658万8,000円の減。

11款1項1目元金167万9,000円の減。

2目利子で95万6,000円の増。

13款1項1目予備費につきましては、財源調整でございます。

なお59ページ以降につきましては、給与費明細書となっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。小川克也君。

1番（小川克也君） 41ページ、担い手確保の経営強化支援事業について伺います。

まず、事業の概要として助成対象者、また対象となる事業内容、あと補助額、またこの事業国の事業ではあるものの、ある年とない年あると思うんですが、その辺の理由も伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えをいたします。

担い手確保・経営強化支援事業についてであります。事業の内容、概要については、意欲的な取組により農業経営の発展を図ろうとする担い手の方々に対しまして、必要な農業用機械、施設の導入を支援する制度となっております。

それで、これにつきましては対象となる要件でありますけれども、人・農地プランに位置づけられました中心経営体、中心経営体と申しますのは認定農業者、認定就農者、集落営農組織に限るということになっておりまして、それでその方々で農地中間管理機構から賃借権の設定などを受けている者ということの要件がございます。

この補助の内容でありますけれども、個人の場合は上限が1,500万円、法人の場合は3,000万円となっております。融資の活用が条件となっているものでございます。今回の事業につきましては、村内では対象が1件ということでございます。

それから、年度によっていろいろ、あつたりなかつたりということのお話でありますけれども、国のほうでも当初の予算で組まれているものではなくて、今般のものについては令和4年度の補正予算ということで、枠としては23億円という枠が設定されているものでありまして、その年度の状況によって国がこういった制度を実施しているというものになります。

調べてみますと、以前だと平成30年度に同様の事業を村で4つの法人で実際に補助を受けている例がございます。

以上です。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） 対象となる事業内容として、農業用の機械が対象となるわけですが、本村でも農業経営の発展に向けて様々な取組、約16、15、支援制度を行っていると思いますが、その中でビニールハウス設計事業補助金と今回の事業、併用してできるものなのか。

また、これまで平成30年度行ったということですが、この支援事業、大衡村ではどのように評価しているのか、その辺も伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 当然、併用可能かどうかという話につきましては、国の事業と村の事業別でありますので、可能であるということでございます。

事業の評価ということでもありますけれども、対象者はある程度限られてまいります。ただ、国なども求めているといいますか、目指す農業の今後の方向性というものはそういった集約的なもの、大規模集約化、法人化がかなり前から打ち出されておりますので、そういった方々に、結局農地等も面積等も広がりますので、大型の機械等の導入を支援するということではかなり有効な事業であるとは思っておりますし、そういったものが実際に各法人で有効に活用されているところを確認しているところでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1 番（小川克也君） 併用できる、有効な事業ということで、担い手の確保と持続可能な農業をこれから大衡村で実現するために、この制度を積極的に推進していただきたいと思えます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） そうですね。意欲があって事業を拡大して、さらには大衡村における担い手として頑張っていこうという方々を、こういった制度を用いて支援をさせていただきたいと思えますし、そういった周知に努めさせていただきたいと思えます。

議長（細川運一君） 質疑ございませんか。佐野英俊君。

2 番（佐野英俊君） 今回の補正は総額で6,929万3,000円、年度末ゆえにそういう多額の金額の補正予算計上されているわけですがけれども、中でも、説明ありましたけれども、ちょっと目立つものですから、工事請負費、14節の、これの36ページの児童館費、それから53ページの中学校費、これらの工事請負費、請差を減額するという説明いただきましたけれども、再度この2件について詳細説明をお願いします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 小川室長から答弁いたします。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） それではお答えいたします。

大衡児童館の工事請負費のマイナス補正の件でございますけれども、そちらは児童館の正面入り口自動ドアに係る工事でございます、そちらが減額、設定金額よりも予算のほうが、実質かかった金額が低かったもので、その分のマイナス補正となっております。

す。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） こちらの工事費につきましては、中学校の講堂舞台吊物設備改修工事の事業完了に伴う減額となっております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そういう意味での減額は分かるんですけども、当初計上額、設計上予算の計上額、契約額が幾らで請差がこうなりましたという点、再度質問します。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） ただいまちょっと計算いたしますので、お時間頂戴してもよろしいでしょうか。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） こちらの設計額につきましては税込みで544万2,800円、設計しております。落札金額が319万円となりまして、落札率が58.6%となっております。

議長（細川運一君） 少しお待ちください。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 大変失礼いたしました。設計額は438万3,000円です。それに伴いまして執行額が242万円となっております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 児童館のほう、予算上は438万3,000円で、契約が242万円。そうした場合200万4,000円数字、出てきますか。ほかにもあるんですか。今回の減額数字、合えばいいんですけども。

あと、中学校のほうも設計が540万2,000円、そして契約が319万円。今回の請差が454万6,000円の減額。計算上合いますか、だけ確認して終わります。

議長（細川運一君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 工事請負費ですが、自動ドアの工事のほかにエアコンの工事もしております、そちらの執行額が4万1,000円となりますので、そこら辺で差額が、差が出ております。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） まず、当初予算額のほうで773万6,000円を計上しておりましたので、その残額ということで454万6,000円の減額となるものです。

議長（細川運一君） 次に、佐々木春樹君。

6 番（佐々木春樹君） まず25ページ、コンピューター管理費、約700万円ぐらいの減額、この内容ですね。

それから、新型コロナウイルスワクチン接種事業が、相当な額マイナスになっています。その状況なりを説明願いたい。

それと45ページの、有害鳥獣関係、狩猟関係の、マイナスで計上されていますけれども、こちら予定していた人数なり事業なりとの比較はどのように捉えているものなのか。

もう1点、51ページ、消防団の非常備消防の内容ですけれども、消防団の経費も580万円ぐらいですか、マイナスになっております。こちらの詳細。

以上、お願いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） まず、コンピューター管理費の関係の減額でございますけれども、当初予算で、例えばL G W A N情報系サーバーの構築業務、個人番号系サーバー構築業務、あとマイクロソフトのエッジの対応ということで、2,300万円ほどの予算を設けておりましたが、実際その業務一括発注を駆けまして、経費の圧縮を駆けまして、1,770万円ほどで契約ができたということで、この分がほぼほぼですね、大きい金額になっていると。そのほか、細々した部分もありますけれども、これが一番の大きい減額幅となっているところでございます。

あと、消防団の関係でございますけれども、報酬等々当初の部分で、午前中でも話ありましたが、138名ですかね、今現在、当初予算でいわゆる報酬等見ている部分については165名で見ておまして、その分の差額というわけではないんですけれども、そういった部分で減額をしているものでございます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） まず、新型コロナウイルスワクチン接種事業の関係ですけれども、ワクチン接種の予算的な費用は一応100%ということで当初取っておりました。実際の接種状況でございますが、6か月から4歳までの乳幼児、こちらが230人ほど対象者おるんですけれども、実際1回目、2回目終わった方は7名、3回目は2人だけです。5歳から11歳までの小児接種、こちらは対象者466名おるわけですが、1回目が終わった方が149名、2回目終わった方が146名、3回目終わっている方が44名ということになっております。12歳以上は今年度からオミクロン株対応ワクチンということになっておまして、オミクロン株対応ワクチン接種した方が1人2回の方もいらっしゃるのでは

よっと人数的なものではなくて回数でこちらはお答えしたいと思います。2,633回ほどの接種ということで、全体の接種率、12歳以上のオミクロン株の接種率は約52%ということになっております。

以上でございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 有害鳥獣の関係の補助金の関係でありますけれども、まず有害鳥獣の防止施設の購入事業の補助金の関係でありますけれども、過去、これまで昨年でいいますと44件、一昨年でいいますと48件程度の申請があったわけでありまして、ワイヤーメッシュ柵等の施設の効果もあつてか、イノシシの被害等も、出没件数、捕獲頭数等も減っている状況でありまして、それに比例するように防止柵、電気柵等の申請についても、当初今年度300万円ほど予定をしておりましたが、現時点で23件、155万7,000円程度に申請が収まっているといたしますか、状況だということでありまして、若干、今後の見込み等も含めまして、109万3,000円ほど減額とさせていただくことにしたものでございます。

それから、狩猟免許等の取得更新費の補助金につきましては、当然更新の部分の方々の申請についてはほぼ出ているものと思われまして、今回新たに設けさせていただきました銃の購入とか、保管庫の購入についての補助事業については、申請が現時点でないということもありまして、その部分の30万円、さらには更新以外にも新たに免許を取っていただく方の部分3名程度予算を確保しておりましたけれども、今年度についてはそういった方々もなくということで、63万7,000円ほど減額をすることになったものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） コンピューター管理費については、やらなかった事業がないということではなくて、一括発注によってこのぐらいの経費節約というんですか、できたと理解しました。

コロナウイルスワクチン接種事業の中で、何件とか何人とかというような説明ありましたけれども、国でも全国民にということでワクチン用意したものの、相当数捨てるという格好になっているというような報道でございます。大衡村のこのワクチン接種事業に対して、どのぐらいの接種率になっていて、現状ですよ、人口の割に大衡村の罹患率高かったんじゃないかなとすごく感じるわけなんです。5,700人のうちどのぐらいの人が

かかったんだろうと思うと、接種率が悪いのかなとか、やはり、例えば学校が1校ずつしかないからそういう状態になったのかなとか、そういったところをどのように分析しているのかお伺いしたかったわけなので、その辺でもう一度お願いします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） まず、接種率の状況ですが、先ほどいろいろ年代別にお答え申し上げましたが、主のものはやはり12歳以上のオミクロン株対応ワクチンだと思うんですけども、県平均の、2月26日現在になりますが、県平均が47%でございます。大衡村が、同時期で計算しますと51.9%ということで、若干県平均よりは上回ってる状況でございます。

大衡村の感染者多いんではないかということですが、実数が、全数把握やめてから実際のところ統計が取れていない状況です。ただ、いわゆる基礎疾患があるとか高齢者の方の数字だけが今ニュース等で載っている状況でして、専門家のお話によりますと、これも報道等によるものなんですけど、実際発表されている数字の5倍程度が予想されるというふうに報道されている状況です。もしその数字が、報道されている数字が5倍を想定した場合、大衡村の人口の約4割の方がコロナウイルスに感染しているというような推計値が成り立つような状況になっております。そこら辺が高いか低いかっていうのは、ちょっとほかの市町村のほうを見比べてはいないので、ちょっとそこら辺は分からないんですけど、ほとんどの市町村も、黒川圏域で見ればやはり多いのが富谷、大和が多い状況にございまして、大体同じく3割後半から4割前後という形で私のほうでは見ております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 接種事業費としてマイナスなので、全住民に対して計画しているからこのぐらいの額がマイナスになるのかなとは感じ取れるんですけども、5月から第5類に変更される中で、今後の活動に対してマスクをすとかしないとかいろいろ世間にぎわしていますけれども、どんな感じで、対策、組織もございまして、今後、次年度です、いろいろな事業も行っていくようになるかと思えますし、マスクの問題も学校等でもどのようにしていくかこれから大きな課題になるのかなと思えますが、その指標になる部分も、今課長おっしゃったような内容が非常に重要になってくると思えますので、その辺、情報収集に努めていただいて、また住民にその情報を発信していただいて、おのこの対策に対するこの指標にしていくような広報の仕方、お願いしたいと思えます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 来年度のコロナワクチン接種の関係でございますけれども、現在決定されているとか、報道等によりますと、5月頃から高齢者であるとか基礎疾患のある方、または医療従事者等の接種が始まる予定です。一般の方は秋頃からということで、来年度に関しては公費負担ということが、3月末に正式決定になるようでございますが、そのような見込みで今のところ進んでいる状況です。

マスクの関係もいろいろ、外していいんだよとかいろいろな情報ありますけれども、基本的には、外は今も外していいですよと、ただそれは会話がなかった場合でございます。屋内の場合も、外していいですよとはなっているものの、それも現状もある一定の距離が保てるというふうな書き方されていまして、それがおよそ2メートルと規定されております。その2メートルが確保できて、いわゆる会話がなかった状態の場合はマスクを外していいですよというふうになっていまして、緩和されてもその規定は変わらないような状態で今のところ通知されておりますので、そこら辺は誤解のないように、新しい情報入る都度、広報やチラシ等で周知を徹底してまいりたい、そのように思っております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 33ページの、社会福祉総務関係について伺います。

補助金の関係であります。子育て世帯への生活支援給付金、それから価格高騰の各種の支援金、減額の補正ということになってはありますが、これについては年度途中での補正で対応で予算化していますけれども、実質、予算額より下回ったということだと思っておりますけれども、実績の数字をちょっと伺いたいと思います。対象になった人数と、交付した額ですね。それをまず伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 18節の負担金補助及び交付金のうちの、子育て世帯生活支援特別給付金10万円の減額、同じタイトルで260万円の減額、こちらの2種類でよろしかったでしょうか。（不規則発言あり）こちらの61万円減額までが3つ、3件が住民生活課所管分になります。

こちらにつきましては、まず10万円減額のほうにつきましては、令和3年度の事業分ということになりまして、こちらにつきましては令和3年度中に出生されて、届出が令和4年度になった分を見込んでの2名分の金額を計上していたものでございますが、こ

ちらは届出がなかったということでの減額になってございます。

その下段のものにつきましては、令和4年度分の子育て世帯生活支援特別給付金になります。こちらにつきましては、72名分になりまして360万円でございます。

もう一つの、原油価格・物価高騰対策給付金、こちらにつきましては生活安定給付金ということで行っております事業でして、こちらにつきましては1人当たり1万円ということで、対象者、支給された人数としまして5,689人、金額といたしましては568万9,000円でございます。

議長（細川運一君） 石川議員、その下もですか。（「そうです」の声あり）健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 価格高騰のほうの給付金の関係ですが、補正でこちらも計上させていただいたわけですが、補正で計上した額が5,000世帯分として計上させていただいております。2月27日現在でございますが、申請された方が415件の方が申請されております。対象者、実際の非課税である方の対象者というのは432名でございます。このうち申請前に死亡された世帯とか、実際非課税であっても課税されていて対象外になった世帯、そういった方も5世帯ございまして、そういったものを加味しますと、今日現在で未申請世帯は12世帯という状況になっております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 最後の価格高騰のやつは、対象者は今お話しいただきましたが、実際に交付額っていうのは幾らになっていきますか。それを確認したいと思います。

いずれにしても、当初計画していた金額よりも下回ったわけですが、結果としてですね。ですので、最初の見込人数の把握がどうだったのか。どういった要因で実績としてこう下がったのか。考えられるような要因っていうのがあるのかどうかちょっと分からないんですけども、その辺は担当課ではどのように理解されてるものか。どうなんでしょう。そういったところについては。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 予算の取り方なんですけれども、こちらは原則的に非課税世帯であるわけですが、予算を實際取るに当たって非課税の方というのはシステムを改修しないと実際の数字が分からない状態でございます。前年も同様の事業をやっておりまして、見込値で500世帯ということで予算計上させていただいております。システムを改修いたしまして、直近の課税状態で非課税世帯を抽出したところ、先ほど申し上げました432世帯であったというような状態でございます。その差により、今回その

減額ということでございます。

給付のほうですが、1世帯当たり5万円という給付でございまして、現在、支出の見込みが決定しているのが、2,075万円が支給の予定となっております。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金、こちらの減額が大きい理由といたしましては、国のほうで案分率が示されまして、対象児童124名ということで示されておまして、予算上、当初計上するに当たっては124名分を計上させていただきますところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 何かあるんですか、何かまだ答弁が足りないという見向きもありますが。

いずれにしても、年度の途中で国の予算的なものについて、緊急的に出てきたような交付金、給付金でありますので、対象者の人数なりなんりの把握っていうのは難しさもあるんだろうと思うんですけども、最終的に申請いただいて、交付して、精算段階になってその差が、ちょっとある程度大き過ぎると、実際にね、当初の見込みは、把握はどうなのかっていう部分も出てきますので、やっぱりその辺は、事務的に煩雑さはあるんだろうと思うんですけども、ある程度実績とかけ離れないような把握の仕方ね、適切な把握の仕方、考えていただければなと思うんですね。やっぱり、最終的にもう3月補正で残予算が出れば減額っていうのはほとんどやっていますので、ちょっと額が大きくなると目立ってきますのでね、その辺の執行の内容がですね。やっぱり、予算計上するに当たっての根拠をきちっとやっていただければと、なお思うんですけども。最後、どなたでも結構です。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご意見のとおりでございまして、予算計上に当たりましては、私ども財政担当のほうでヒアリングさせていただいて、補正予算等を計上させていただくということになってございます。その都度ですが、おっしゃるとおり算出根拠なりは確認はさせていただいておりますが、事業によって、先ほど健康福祉課長が答弁しましたとおり非課税世帯というものを読めない部分もありますけれども、それにプラスアルファ、例えば家計急変という見込みがちょっと立てづらいついていうようなところもございまして、その事業事業によっていろいろ推測するものが難しいということもござい

すが、可能な限り確認して、予算を計上させていただきたいと考えております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 41ページの、農業費の負担金補助及び交付金の中で、ほとんどのものが減額されているということで、ちょっと見ましたら、ほとんど執行されないでそのままになっているという状況があるもので、その原因というのは一体何だったのか、それをお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 執行されなかった理由ということでありましてけれども、一つはそういった申請、利用がなかったということであるかと思えます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 申請がなかったっていうこと、例えば産直リースは30万円の予算の中で15万円だけ、それはそれだけの申請がなかったということだと思わんですけれども。例えば、その下の認定農業者倶楽部ですか、あるいは研修費ですか、それから曲がりねぎですか、ほとんど執行されていないという状況なんですよ。その辺を聞いたかったんですけれども。これ、申請するわけではなくて、何かそこで原因があったのではないかと、思って、したんですけれども。その辺はいかがなんでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 説明が不十分で大変申し訳ありませんでした。

今、ご指摘のありました大衡村認定農業者倶楽部、それに関わる認定農業者の研修費の助成でありますけれども、これについてはコロナ以前であれば先進地視察ということで、直近であると秋田県の種苗交換会というところに、先進の事例ということで認定農業者の方々が研修するということで、そういった事業がコロナ禍で行うことができなかったということで、研修費については助成がない、事業がないのでなかったということでありまして、倶楽部の主要な事業もそういったところにあるものですから、そういった研修もないということで、繰越し等もあるものですから、今回認定農業者倶楽部については、補助金の申請を遠慮なされたということでございます。

リースハウス等については、農協等の関わりもある事業でありますけれども、ご指摘ありましたとおり30万円の予算を取っております、その半分、15万円については執行1件あったわけでありましてけれども、当初農協等とのすり合わせをして、今年度2件程度予定あるということで村としては確保していたわけでありましてけれども、これまでに

ついてもありましたけれども、計画上今回は1件の申請にとどまったというような、結果としてですね、そういったことでありますし、曲がりねぎについても同様にですね、農協等との話合いの中で、これぐらい予定していますよっていう見込みの件数を、村としても要請を受けて計上させていただいているところでもありますけれども、そういった対象の方々の事情等もあつてかと思うんですが、今般申請がなかったというような状況が現実としてあるということをごさいます、減額をさせていただきたいというものでございます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 令和3年からですか、コロナの関係で、いろいろなこういう事業というのができなくなったということで、こういう事態になっているんだと思います。

令和2年度の予算書を見ますと、これ以上に補助金なり負担金を出しているという実績があるわけなんですよ。コロナの関係で、まずもって果樹組合の助成金がなくなりました。それからあと野菜生産組合、あるいはシイタケ栽培組合、あるいは花卉生産組合、こういうものはもうこの中からも消えていってしまっているわけなんですよ。もちろん、事業もほとんどやってないと思います、この方々は。これは確かにコロナの関係です、これは。コロナがなければ、今までどおり事業を執行できたわけなんですよ。そういう中で、今、コロナがこのまま続くのであれば、やはり来年もこうした現象がまた出てくる可能性はあるわけなんですよ。

そこで、お伺いしたいんですけれども、例えば果樹組合の方々が今年、ここには載っては、もう既にこの中から消えているわけですから、まずもって来年度予算にも消えてくるんじゃないかと予想されますけれども、そうした場合に、もし果樹組合の方々がそうした事業を起こすことになった場合に、申請を出せば村ではそういう団体からの申請は受け付けるのか。そして、補助金なりを出してくれるのか、そういうところをお伺いしたいと思います、最後に。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今お話しいただいたようなところでもありますけれども、あくまでコロナによって事業ができない、繰越し等が多いということで、各団体にはそういった収支の状況等、総会資料等は出させていただきますけれども、それ以前に、予算の編成の前にですね、そういった意向等も確認をさせていただいているところがございますので、年度途中で急に事業がついていうと難しいんですけれども、今後の事業の見通しとか、

コロナ禍の中での取組とか、そういったところはお聞きさせていただいておまして、そういったところには新年度についてもつけているところもありますし、繰越しが多いので今回はこの中で補助金を頂かなくてもできますよというお話をいただいたところにはご遠慮をさせていただいているということでもありますので、消えたからなくなったということではなくて、今年度、来年度とかそういった年度ごとに確認をさせていただいて、その時点で見送りをさせていただいたということで、新たにまた事業等がご指摘のように出てくれば、そういったところについては当然予算、補助金をこれまでの、以前のおりお出しするというようなことで担当課としては考えておりますし、企画財政課からもそういった話をいただいているところでもあります。ですので、忘れないできちんと確認をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 社会教育課に、小田切A遺跡確認調査事業についてお伺いします。

今回、2,464万3,000円の減額措置されておりますけれども、この事業、当初は幾らくらいの予算措置で減額が2,400万何がしになったのか。そして、2月3日の産業教育常任委員会の中でこの件について説明があったわけなんですけれども、たしか3月1日から23日まで改めて調査をするということですから、その予算残額どのくらいあって、それらの経緯は、今後の経緯はどのようになるのかお伺いします。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 小田切A遺跡の関係でございます。

当初、大がかりな調査を予定しておりました。4月から12月までで9か月間の調査で、3,800万円ほど予算を計上しておりました。今回、その予算計上の後に、分布調査を行いました。その結果、3基窯跡が見つかりまして、3基ですので大がかりな調査はもう必要ないだろうという県の判断がありました。造成工事の木の伐採終了後に、11月後半から12月に入ってからですが、また調査をしまして、分布調査を行いました。そうしましたところ、工業団地の中央辺りなんですけれども、そこにまた11基の窯跡が見つかりましたので、この調査を昨日から行っております。1日から23日の予定、約1か月の予定で今後調査を進める予定でおります。

今回、2,300万円ほど減額しますが、1,400万円の1か月の経費を今回計上しておるのでございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8 番（高橋浩之君） そうすると、残りまだ約1,400万円ほどの予算は残っておって、3月1日からの新たな調査でそれらの予算を使うというような考え方でよろしいのかなと思うんですけども、基本的にこの埋蔵文化財っていうんでしょうかね、何かそういうところの3,800万円という金額を算出した根拠というのは、やはり何かあったからということ想定して予算組みするものなのか。3,800万円の予算を計上してやったっけ、大したことなかったということであれば、そういうことに関して今後もそういう形で、開発するに当たってそういうのは全部どこでもやっていかなくちゃいけないものなのか。そしてこの中に、大衡村費、一般財源が入っているのかも伺います。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 今回、県の文化財保護課とも調整を図ってのこの小田切Aの調査関係になりました。当初は、本当に大がかりになるというお話で9か月間の予定で組んでおりました。実際、分布調査を県の方と行って3基しか出なかったことで、中規模というか、ちっちゃい形の調査になったわけです。

それから、予算の関係ですけども、この調査関係の費用については県の土地開発公社からの受託金で賄われます。（不規則発言あり）

議長（細川運一君） 静粛に願います。高橋浩之君。

8 番（高橋浩之君） この小田切A遺跡に限らず、今回4号線拡幅工事においても、吹付周辺随分いろいろな調査を行っておりますけれども、内容的にこの発掘調査によって窯跡っていうのは炭窯なのか、それとも焼き物の跡なのか、そういうところで、何かそこら辺の形、どういう形なのか。あと、今後、4号線拡幅工事に絡んで、改めて埋蔵されているという文化遺跡があるというようなところの観点はどの辺にあるのか、伺います。

議長（細川運一君） 社会教育課長。

社会教育課長（大沼善昭君） 今回は、炭の窯等が、萱刈場関係が主なものでした。

今回、令和5年度も調査の予定があります。新しい遺跡が見つかりまして、河原遺跡があるんですが、ドライブインワラビだった辺りです。あの周辺、旧道も含めて河原遺跡でした。その後、建物壊しましたら窯跡が見つかりましたので、令和5年度に調査がまた入ります。（不規則発言あり）そんなに大きな調査ではないと思いますが、窯跡が見つかったために、もう一度調査するというお話を、県の文化財保護課から聞いております。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を2時30分といたします。

午後2時20分 休 憩

午後2時30分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第21号 令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正
について

議長（細川運一君） 日程第20、議案第21号、令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第21号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

議案第21号別紙、令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,271万3,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税134万9,000円の増。滞納繰越分の収納見込みによる増額でございます。

3款1項2目災害臨時特例補助金3万2,000円の増。確定によるものでございます。

4款1項1目利子及び配当金1,000円の増。実績による増額でございます。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目一般会計繰入金506万円の増。事業費確定によるものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金500万円の減。確定によるものでございます。

2目出産費貸付基金120万円の増。出産費資金貸付基金廃止による国保会計への繰入れを行うものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費10万7,000円の減。人件費確定による補正でございます。

2目連合会負担金2万2,000円の減額につきましても、確定による減額でございます。

2項1目賦課徴収費6万6,000円の減。事業確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2款4項1目出産育児一時金42万円の減。3月支給決定分までの見込みによるものでございます。

5款1項1目保健衛生普及費2万3,000円の減。事業終了等による減額でございます。

6款1項1目財政調整基金積立金120万1,000円の増。基金利子の確定分と、出産費資金貸付基金の廃止に伴う積替えを行うものでございます。

9款予備費207万9,000円の増額につきましては、財源調整でございます。

10ページにつきましては、給与費明細書でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（細川運一君） 日程第21、議案第22号、令和4年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第22号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億106万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,556万3,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正についてで、第2表でご説明を申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正といたしまして、特定環境保全公共下水道事業債の限度額7,120万円から6,190万円を減額し、930万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

歳入についてです。

1 款 1 項 1 目下水道事業負担金36万7,000円の増です。

1 節公共下水道費受益者負担金35万6,000円の増につきましては、2 件分の増額補正です。

2 節維持管理負担金1万1,000円の増につきましては、糸繰ポンプ場維持管理負担金、大和町からの確定によるものでございます。

2 款 1 項 1 目下水道使用料804万円の増につきましては、見込みによるものでございます。

2 項 1 目手数料10万円の増につきましても、見込みによるものでございます。

3 款 1 項 1 目不動産売払収入3,892万5,000円の減です。国道4号拡幅に伴う下水道管移設に係る補償費の補正でございまして、今年度分の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金888万5,000円の減です。調整によるものです。

6款1項1目雑入13万4,000円の増です。ふるさと祭り下水道コーナー設置に係る助成金分の増額補正となっております。

7款1項1目下水道事業債6,190万円の減です。公営企業法適化移行業務分といたしまして140万円の減と、国道4号拡幅移設工事分といたしまして6,050万円の減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款1項1目総務管理費78万1,000円の減です。委託料の減額は、実績確定によるものです。18節負担金補助及び交付金につきましては、説明記載2団体の負担金の減額と、流域下水道維持管理負担金、実績に伴う増額補正となっております。26節公課費65万7,000円の減につきましては、支払い消費税確定によるものです。

2項1目公共下水道建設費9,999万3,000円の減です。こちらは、人件費の補正と、工事請負費1億5万2,000円の減は、国道4号拡幅に伴う移設工事費分の減額となっております。

2目流域下水道建設費23万8,000円の減につきましては、建設負担金確定によるものです。

次のページをお願いいたします。

2款1項2目利子5万7,000円の減につきましては、支払い額確定に伴う補正となっております。

次ページ以降、給与費明細書になりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 1点だけ。説明ありました9ページの歳出で、4号線拡幅に伴う工事請負費の減額、金額大きいものですから、この点だけ詳細説明願います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） こちらの工事費の減額につきましては、まず当初予算計上の段階におきまして、国道4号の拡幅事業の施行者であります仙台海川国道事務所と、令和4年度予定しております下水道管移設工事分の範囲について協議といたしますか打合せをさせていただきまして、この範囲について移設をお願いしますというような協議をさせていただいて、当初予算を計上してございました。その後、令和4年度に入りまして、

仙山河川国道事務所と協議進めた結果、今年度大衡村で下水道管を移設する箇所につきまして、この区間というお示しがあったわけでごさいます、結果といたしまして大幅に、今年度移設する部分につきましては延長的に減になりまして、結果的には62.6メートルの移設ということになっておりまして、そういった国土交通省との打合せの結果に伴う減額が理由となっているものでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そうした場合、今年度メートル数が少なかった、施工分が少なかったと受け止めましたが、令和5年度以降、その分をやるとかという部分はどうなんですか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回減になった部分につきましても、令和5年度になるか、令和6年度以降になるかというのはちょっとまだ現段階では不明なんです、いずれ次年度以降、今回減になった分につきましては移設が必要になっているものとなっております。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第23号 令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第22、議案第23号、令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第23号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第23号別紙、令和4年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は

次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,713万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,935万3,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料572万円の減。保険料徴収見込みによる減額でございます。

3款2項1目調整交付金78万3,000円の減。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）169万円の減。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）34万9,000円の減。

次のページをお開き願います。

4目地域支援事業交付金（包括的支援事業（社会保障充実分））27万2,000円の減。

いずれも見込みによる減額でございます。

4款1項1目介護給付費交付金882万9,000円の減。

2目地域支援事業交付金74万9,000円の減。給付費や、対象事業費等の減に伴う見込みによる減額でございます。

5款1項1目介護給付費負担金345万2,000円の減。

次のページをお開き願います。

5款3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）35万4,000円の減。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）17万5,000円の減。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業（社会保障充実分））13万6,000円の減。

こちらも給付費、対象事業費等の減に伴う見込みによる減額でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金275万7,000円の減。

2目その他一般会計繰入金131万6,000円の減。

次のページをお開き願います。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）35万4,000円の減。

4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）17万5,000円の減。

5目低所得者保険料軽減繰入金54万4,000円の減。

6目地域支援事業繰入金（包括的支援事業（社会保障充実分））13万6,000円の減。

1目については、給付費の見込み減に伴う減額でございます。2目、3目、4目、6目については、事業費等の減に伴う減額でございます。5目については、保険料軽減補填分の減額でございます。

10款3項2目雑入65万3,000円の増。後期高齢者医療制度特別対策事業補助金で、いきいきサロンに関わる経費のうち、後期高齢者の参加者の割合に応じた補助金で、補助率は10分の10でございます。

続きまして歳出でございます。

10ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費30万8,000円の減。2節から4節は職員人件費分でございます。12節委託料は事業終了による減額でございます。

2項1目賦課徴収費2万1,000円の減。年度内の事業見込みによる計上でございます。次のページをお開き願います。

3項1目認定調査等費82万4,000円の減。1節から4節は会計年度任用職員の人件費で、11節役務費は主治医意見書の作成料でございます。

2目認定審査会共同設置負担金16万3,000円の減。介護認定審査会への負担金でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費1,410万円の減。給付見込みによるものでございます。

2目施設介護サービス給付費400万円の減。給付見込みによるものでございます。

4目居宅介護住宅改修費は、財源の入替えでございます。

次のページ、5目居宅介護サービス計画給付費300万円の減は、見込みによるものでございます。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費90万円の減。年度内の事業予定を見込んだ減額でございます。

2項1目一般介護予防事業費9万5,000円の減。職員人件費分の計上でございます。

次のページをお開き願います。

3款3項1目総合相談事業費12万6,000円の減。事業完了見込みによる減額でございます。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費2万2,000円の減。事業予定がないため減額するものでございます。

4目任意事業費112万2,000円の減。19節の扶助費はおむつ支給分で、年度内の支給見込みによる減額でございます。

7款1項1目予備費については財源調整でございます。

14ページは、給与費明細書でございますので、後ほどご確認願います。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより、本案の質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第24号 令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第23、議案第24号、令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第24号別紙でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてで、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,503万8,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正についてでございます。第2表でご説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

地方債の補正、変更といたしまして、合併処理浄化槽整備事業債の限度額750万円から140万円を減額し610万円とするものでございます。

続きまして内容につきまして、事項別明細書でご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料61万1,000円の増です。収入見込みによるものです。

4款1項1目一般会計繰入金72万2,000円の減です。調整によるものです。

6款1項2目消費税還付金23万円の増です。還付金額確定によるものでございます。

7款1項1目浄化槽事業債140万円の減です。公営企業法適用化移行業務分の事業費確定によるものとなっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費133万5,000円の減です。人件費の補正と、委託料136万5,000円の減額は、入札結果による請負差分の減額補正となっております。

2款1項2目利子5万4,000円の増につきましては、確定によるものとなっております。

次ページは、給与費明細書になっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより、本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第25号 令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第24、議案第25号、令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算

の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第25号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,457万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料21万円の減。2 目普通徴収保険料85万9,000円の増。それぞれ収入見込みによる補正でございます。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金14万6,000円の減。人件費及び事務費確定による減額でございます。

続きまして、7 ページ。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費23万2,000円の減。職員人件費分の減額でございます。

2 項 1 目徴収費8万6,000円の増。事業確定分によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金64万9,000円の増。保険料の増額によるものでございます。

9 ページにつきましては、給与費明細書でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより、本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第26号 令和4年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第25、議案第26号、令和4年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第26号別紙でご説明申し上げます。

令和4年度大衡村水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条は、総則についてで、令和4年度大衡村水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出について定めたもので、令和4年度大衡村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の、第1款水道事業収益の予定額2億3,701万3,000円に1,770万4,000円を追加し、2億5,471万7,000円とするものでございます。

支出の、第1款水道事業費用2億3,701万3,000円に100万9,000円を追加し、2億3,802万2,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条は、資本的収入及び支出について定めたもので、予算第4条本文括弧書き中過年度損益勘定留保資金2,914万円を3,784万2,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の、第1款資本的収入3億3,608万4,000円から3億2,704万1,000円を減額し、904万3,000円とするものでございます。

支出の、第1款資本的支出3億6,522万4,000円から3億1,833万9,000円を減額し、4,688万5,000円とするものでございます。

内容につきまして、予算説明書でご説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出の収入についてでございます。

1款1項1目給水収益1,700万円の増と、3目その他営業収益4万4,000円の増につきましては、それぞれ収入見込みによるものでございます。

2項3目水道加入金66万につきましては、水道加入金4件分の増額補正となっております。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。

1款1項2目配水及び給水費12万7,000円の増につきましては、水質検査機器購入に係る補正となっております。

4目総係費31万5,000円の増につきましては、人件費の補正です。

3項1目過年度損益修正損43万6,000円の増につきましては、不納欠損3件分見込みによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入についてでございます。

1款1項1目開発負担金97万2,000円の増につきましては、開発負担金2件分の補正でございます。

2項1目工事負担金1億131万3,000円の減と、3項の企業債2億2,670万円の減につきましては、先ほどの下水道会計と同様な理由になりますけれども、国道4号拡幅に伴う水道管移設工事に係る国からの補償金及び起債の減額で、今年度分の工事内容確定に伴う減額補正となっております。

次のページをお願いいたします。

支出でございます。

1款1項2目配水設備拡張費3億1,833万9,000円の減です。工事請負費3億1,868万円の減につきましては、国道4号拡幅工事に伴う水道管移設工事分の減額補正で、今年度分の工事内容確定に伴うものでございます。2節委託料34万1,000円の増につきましては、駒場幹線配水管移設設計業務に係る増額補正となっております。

次ページにつきましては、給与費明細書になりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより、本案の質疑を行います。佐野英俊君。

2 番（佐野英俊君） 1 点だけ確認します。

7 ページ、4 条予算の資本的収入、開発負担金97万2,000円、2 件という説明いただきましたけれども、これは法人なのか、個人なのか。もし公表できるのであれば、企業であればどこかというところ、伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 2 件とも法人でございまして、1 件が海老沢地区の住宅の建築関係のハウスメーカーさんで、もう 1 社のほうは大瓜地区の物流会社の開発関係の負担金となっております。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 27 号 令和 5 年度大衡村一般会計予算を定めることについて

日程第 27 議案第 28 号 令和 5 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第 28 議案第 29 号 令和 5 年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第 29 議案第 30 号 令和 5 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第 30 議案第 31 号 令和 5 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて

日程第 31 議案第 32 号 令和 5 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第 32 議案第 33 号 令和 5 年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

議長（細川運一君） ここでお諮りをいたします。日程第26、議案第27号、令和 5 年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第27、議案第28号、令和 5 年度大衡村国民健

康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第28、議案第29号、令和5年度大衡村下水道事業特別会計予算を定めることについて、日程第29、議案第30号、令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第30、議案第31号、令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算を定めることについて、日程第31、議案第32号、令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第32、議案第33号、令和5年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、以上の7件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第26、議案第27号から日程第32、議案第33号までの7件の議案を一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 各議案についてそれぞれ説明を求めます。なお、説明はくれぐれも概要、要点についてのみを簡潔にお願いをいたします。

企画財政課長、一般会計の説明をお願いいたします。

企画財政課長（残間文広君） それでは、令和5年度各種会計予算書の1ページ、お開きいただきたいと思います。

令和5年度大衡村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算に係る規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ48億4,000万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為に係る規定で、第2表でご説明申し上げます。

第3条は、地方債に係る規定で、第3表でご説明申し上げます。

第4条は、一時借入金に係る規定で、一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用に係る規定でございます。

7ページ、ご覧いただきたいと思います。

第2表債務負担行為でございます。

1件目の、大衡村史編纂業務から、最後の大衡村学校給食センター調理等業務までの10件でございます。期間及び限度額につきましては、各業務それぞれ記載のとおりでござ

ざいます。以上、10件の債務負担行為の設定をするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

第3表地方債でございます。

1件目が、道路橋梁整備事業債で7,580万円でございます。橋梁点検修繕事業、北四番丁大衡線街路事業、舗装補修事業、3事業に充当するものでございます。

2件目は、辺地対策事業債2,910万円。村道維持補修事業、大瓜地区テレビ共同受信施設整備事業の2事業に充当するものです。

3件目、学校教育施設等整備事業債1億2,800万円。学校給食センター整備事業に充当するものです。

4件目、臨時財政対策債5,000万円でございます。

次に、9ページ、お願いいたします。

歳入歳出につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

まず歳入です。主なものだけご説明申し上げます。

1款村税につきましては、対前年比1億220万円の増となっております。法人村民税、固定資産税の増額が主な増額要因で、対前年7.1%増の15億3,386万9,000円の計上でございます。

飛びまして、6款法人事業税交付金、対前年比16.8%増の4,028万4,000円でございます。

7款地方消費税交付金、対前年比で9.5%増の2億47万円でございます。

飛びまして、12款地方交付税、対前年8.3%増の6億5,000万円でございます。

16款国庫支出金4億4,983万4,000円でございます。対前年比11.2%増となっておりますが、主な要因は道路関係の社会資本整備総合交付金、あとは橋梁補修事業の補助金、あとは給食センター整備に係ります特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金でございます。これらが主な要因でございます。

20款繰入金11億7,213万9,000円。対前年で44%増となっております。主なものは、財政調整基金からの繰入れ、あと減債基金、あとは9条交付金、あとは赤水処理基金からの繰入れが主なものでございます。

22款諸収入3,190万3,000円の計上でございます。対前年52%減となっておりますが、こちらは補正予算でもありました工業団地造成に係ります小田切A遺跡発掘調査に係ります委託金が減額となっております。

歳入合計、対前年で5億5,000万円の増で、48億4,000万円でございます。

続きまして、10ページ、ご覧いただきたいと思います。

歳出です。

1 款議会費、本年度予算額が8,966万1,000円の計上でございます。

2 款総務費 7 億2,684万5,000円。対前年5.7%増で、いわゆる9条交付金の基金積立で、大瓜テレビ共同受信施設の整備更新事業等が主な増額要因でございます。

3 款民生費 9 億4,955万8,000円。対前年1.6%の減。

4 款衛生費 4 億680万5,000円の計上でございます。対前年10.4%の増で、人件費の増が主な要因でございます。

5 款農林水産業費 1 億3,697万1,000円の計上でございます。対前年9.8%の増でございます。

6 款商工費 1 億4,743万6,000円の計上でございます。対前年8.2%の減となっております。

7 款土木費 5 億3,167万8,000円の計上ございまして、対前年5.8%増となっておりますが、道路新設改良事業等が増額要因でございます。

8 款消防費 1 億8,990万9,000円。対前年3.7%の減。

9 款教育費10億1,584万4,000円。対前年36.6%の増で、給食センターの整備事業費が増額要因でございます。

10 款災害復旧費 2 億4,701万6,000円の計上でございます。対前年264.9%の増で、上北沢排水処理場の更新事業1期工事目が始まりますので、これが主な増額要因でございます。

11 款公債費 3 億8,343万5,000円。

12 款諸支出金1,000円。

13 款予備費につきましては1,484万1,000円の計上ございまして、歳出合計48億4,000万円でございます。

予算書飛びまして、110ページから115ページまでは、給与費明細書となっております。

116ページから120ページまでは、債務負担行為の一覧表となっております。

121ページは、地方債関係の調書となっておりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

一般会計につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） 次に、健康福祉課長、介護保険会計の説明をお願いいたします。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、ご説明をいたします。

予算書168ページをお開き願います。

令和5年度大衡村介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億5,200万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の規定で、一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用規定で、人件費の流用に関して定めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、174ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料1億3,636万4,000円。被保険者数1,700名で算出しております。

2款使用料及び手数料は、督促手数料分として科目設定でございます。

3款1項1目介護給付費負担金1節現年度分1億91万8,000円は、給付費見込額に法定負担率の施設サービス分15%、その他のサービス分20%相当で算出しております。

次のページ、お願いいたします。

2項1目調整交付金2,410万8,000円は、調整基準給付費見込額の交付見込率4.5%で計上しております。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）から4目地域支援事業交付金（包括的支援事業（社会保障充実分））のそれぞれの現年度分、合わせて1,158万3,000円につきましては、対象事業費に対する法定負担率に基づき計上しており、5目保険者機能強化推進交付金50万円、6目保険者努力支援交付金50万円につきましては、前年度実績に基づき計上しております。

その他補助金交付金につきましては、廃目整理でございます。

次のページをお開き願います。

4款1項1目介護給付費交付金、2目地域支援事業交付金の現年度分、合わせて1億6,253万5,000円につきましては、標準給付費見込額に法定負担率27%での計上でございます。

5款1項1目介護給付費負担金1節現年度分8,920万6,000円につきましても、標準給付見込額に法定負担率の施設サービス分17.5%、その他のサービス分12.5%で計上しております。

2項財政安定化基金支出金につきましては、科目設定でございます。

3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）から、次のページお願いいたします、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業（社会保障充実分））までの現年度分を合わせて621万5,000円につきましても、対象事業費に対するそれぞれの法定負担率で計上しております。

6款財産収入は、介護保険給付費準備基金の利子相当分を計上しております。

7款1項一般会計繰入金ですが、1目から178ページの6目までの合計1億742万1,000円につきましては、介護保険事業計画に基づく給付費及び事業費の法定負担分、それから職員1名分の人件費及び事業費分を計上しております。

2項1目介護給付費準備基金繰入金1,200万円を計上しております。

179ページをお願いいたします。

8款1項1目繰越金から、9款1項2目第1号被保険者加算金までは科目設定でございまして、2項雑入は、1目、3目は科目設定、2目雑入61万8,000円については前年度の実績により計上しております。

次のページをお願いいたします。

預金利子、介護サービス計画収入は、廃項、廃款による整理でございます。

181ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費1,185万8,000円。主なものは、2節から4節までは職員1名分の人件費、12節委託料319万円は第9期介護保険事業計画策定業務委託料となっております。

次のページ、お開き願います。

2項1目賦課徴収費、2目納入奨励費、合わせて160万6,000円は、主に納付書等の印刷、コンビニ収納システムレンタル料、保険料の完納奨励金となっております。

3項1目認定調査等費295万6,000円は、介護認定調査等の経費で年間290件分を計上しております。

次のページをお開き願います。

2目認定審査会共同設置負担金201万2,000円は、黒川地域行政事務組合への介護保険認定審査会に関わる負担金となっております。

4項1目運営協議会費9万5,000円。こちらは、介護保険運営協議会開催に関する経費で、委員の報酬、費用弁償となっております。

2款1項介護サービス等諸費から、185ページの4項特定入所者介護サービス等費までの保険給付費合計5億8,500万円につきましては、それぞれのサービス給付の見込額を過去の実績等を鑑みまして計上しております。

186ページ、お開き願います。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費700万円につきましては、サービス利用に関わる国保連への支払い分となっております。

2目総合事業費精算金につきましては、科目設定でございます。

介護予防ケアマネジメント事業費は、廃目整理でございます。

2項2目一般介護予防事業費748万5,000円。こちらは、保健師1名分の人件費となっております。

187ページをお開き願います。

3項1目総合相談事業費2,150万円は、地域包括支援センター運營業務に関わる委託料で、地域のマネジメントを総合的に行うための介護予防ケアマネジメント、総合相談、包括的支援事業等に関わる事業費と、専門職3名分の人件費相当分を委託料として計上しているものでございます。

2目権利擁護事業費12万5,000円につきましては、成年後見制度利用のための支援に充てる経費としての計上でございます。

3目任意事業費951万9,000円。主なものとして、12節委託料482万4,000円は配食サービス等の経費で、12節扶助費460万8,000円は紙おむつ支給事業に関わる経費となっております。

次のページをお開き願います。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、廃目整理でございます。

4項1目審査支払手数料3万円は、審査機関への支払いでございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金1,000円は、基金利子積立相当分となっております。

189ページをお開き願います。

5款公債費、6款諸支出金については、科目設定でございます。

190ページをお願いします。

7款予備費については財源調整となっております。

191ページから196ページまでは、給与費明細書となっておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

以上、ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） 次に、住民生活課長、国保会計、後期高齢会計の説明をお願いします。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、国民健康保険事業勘定特別会計についてご説明申し上げます。

予算書122ページをお願いいたします。

令和5年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億5,700万円と定めるもので、前年度より7,500万円、15.56%の増でございます。

第2条は、一時借入金の規定でございます。借入金の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用規定で、人件費の流用について定めるものでございます。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、128ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税7,654万2,000円。前年比253万2,000円の減でございます。1節医療給付費分、2節後期高齢者支援金分につきましては世帯数635世帯、被保険者数1,034人分で、介護納付金分につきましては世帯数233世帯、被保険者数272人で積算しております。

次のページ、129ページをお願いいたします。

2款1項1目督促手数料3万円は、前年度同額でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金3億9,764万4,000円。1節普通交付金は、療養給付費、療養費、高額療養費など、保険給付費相当分でございます。

2節特別交付金は、保健事業や保険者努力支援分に対する交付金でございます。

2目災害臨時特例補助金10万円は、東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症によ

る減免による補助金でございます。

4款1項1目利子及び配当金5,000円。財政調整基金の利子分として計上しております。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目一般会計繰入金4,552万6,000円。人件費及び事務事業などに係る所要額を計上しております。

2項1目財政調整基金繰入金3,000万円。財政の安定化を図る財源調整分でございます。

6款繰越金700万円、前年度決算繰越し分としての計上でございます。

次のページ、131ページでございますが、7款諸収入につきましては科目設定としての計上でございます。

続きまして、132ページ。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費1,144万4,000円。職員1名分の人件費及び事務費でございます。主なものは、人件費のほか、10節需用費のうち保険証等の印刷製本費として39万6,000円、12節委託料はシステム保守等の電算委託料100万4,000円、業務委託料として7万円でございます。

次のページ、133ページをお願いいたします。

2目連合会負担金49万3,000円。宮城県国保連合会に対する負担金でございます。

2項1目賦課徴収費206万9,000円の主なものといたしましては、賦課徴収に係る納付書等の印刷、13節使用料及び賃借料のコンビニ収納システムソフトウェアのレンタル料でございます。

2目納付奨励費134万円につきましては、納税組合等に対する納付奨励事業費でございます。

次のページをお願いいたします。

3項1目運営協議会費18万6,000円。村の国保運営協議会の委員に対する報酬並びに費用弁償が主なものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費3億3,200万円。

2目一般被保険者療養費330万円。

3目審査支払い手数料130万円でございますが、過去の実績を踏まえて計上させてい

ただいております。

2項1目一般被保険者高額療養費4,550万円につきましても、過去実績を参考に計上しております。

135ページをお願いいたします。

2目一般被保険者高額介護合算療養費3項移送費につきましては科目設定、4項出産育児諸費210万2,000円は出産5件分、次のページの5項葬祭諸費50万円につきましては10件分、6項傷病手当金は科目設定でございます。

3款1項医療給付費分8,610万4,000円、2項後期高齢者支援金等分3,500万円、次のページをお願いいたします、3項介護納付金分1,073万円につきましては、県より示された納付金額により計上しております。

4款1項共同事業拠出金1,000円につきましては、退職者医療制度に係る事務に対し国保連合会に拠出するものでございます。

5款1項1目保健衛生普及費201万6,000円は、医療費の適正化を図るため、レセプト点検員の人件費等や、各種啓発用パンフレット代、医療費通知に係る費用等でございます。

次のページの、2目疾病予防費の主なものは、12節委託料30万円で、脳ドックの委託料でございます。

2項1目特定健康診査等事業費938万2,000円。特定健康診査及び特定保健指導に係る費用分でございます。

6款1項1目財政調整基金積立金6,000円。財政調整基金利子の積立てを見込んでいるものでございます。

次のページ、139ページをお願いいたします。

7款公債費、8款諸支出金につきましては、前年度同額の科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

9款予備費1,235万5,000円につきましては財源調整でございます。

141ページから146ページにつきましては、給与費明細書でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

国保会計についての説明は以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

216ページをお願いいたします。

令和5年度大衡村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,100万円と定めるもので、前年度より270万円、4.63%の増でございます。

第2条は、歳出予算の流用規定で、人件費の流用についての定めでございます。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、221ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料2,389万2,000円で、前年度比31万7,000円の増。

2目普通徴収保険料1,455万円。前年度比250万円の増でございますが、前年度の実績を基に計上しております。

2款1項手数料については、前年度同額を計上しております。

3款1項1目事務費繰入金694万8,000円は、人件費を含めた事務費等の繰入れ分で、2目保険基盤安定繰入金1,556万1,000円につきましては、保険料軽減分に対する繰入れでございます。

次のページをお願いいたします。

4款繰越金、5款諸収入につきましては、前年度同額計上でございます。

続きまして、224ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費537万8,000円。職員1名分の人件費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目徴収費157万円につきましては、納税組合等に対する納税奨励事業、納付書等の印刷製本費のほか、13節使用料及び賃借料のコンビニ収納システムソフトウェアのレンタル料が主なものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金5,377万6,000円、被保険者からの保険料と保険基盤安定負担金を合わせ、広域連合に納付するものでございます。

226ページをお願いいたします。

3款諸支出金につきましては、前年度同額の計上でございます。

4款予備費23万5,000円につきましては、財源調整でございます。

227ページから231ページまでは、給与費明細書でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、国民健康保険事業勘定特別会計及び後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を3時45分といたします。

午後3時33分 休 憩

午後3時45分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長、所用により退席をいたしております。代わりに、武田課長補佐、出席をいたしております。

都市建設課長、下水道、戸別合併、水道会計の3会計について説明をお願いいたします。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第29号、予算書の147ページをお願いいたします。

令和5年度大衡村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算について定めたもので、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億6,800万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為の規定で、第2表でご説明を申し上げます。

第3条は、地方債の規定で、第3表でご説明を申し上げます。

第4条は、一時借入金の規定で、一時借入金の最高額は2,000万円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

次に、150ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。令和5年度水洗便所改造資金利子補給と、その下、損失補償の2件分で、期間及び限度額は記載のとおりとなっております。

次のページをお願いいたします。

第3表地方債についてです。特定環境保全下水道事業債の限度額を3,490万円、流域下水道事業債を1,420万円と定めるものでございます。

内容につきまして、事項別明細書でご説明を申し上げます。

154ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

1 款 1 項 1 目下水道事業負担金228万円です。1 節公共下水道受益者負担金につきましては、海老沢地区、亀岡地区を見込んでおります。

2 款 1 項 1 目下水道使用料 1 億356万3,000円につきましては、前年度比 3 %増を計上しております。

2 項 1 目手数料につきましては 7 万4,000円です。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目不動産売払収入977万4,000円につきましては、国道 4 号下水道管移設工事に係る補償費の計上となっております。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、1 億248万円とするものでございます。

5 款 1 項 1 目繰越金は、前年度同額50万円を計上しております。

6 款 1 項 1 目雑入につきましては22万8,000円で、ふるさと祭り下水道コーナーに係る助成金となっております。

次のページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目下水道事業債4,910万円につきましては、国道 4 号下水道管移設工事分と、公営企業法適化移行業務関係、それと大日向マンホールポンプ場の更新工事分となっております。

歳入については以上です。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1 款 1 項 1 目総務管理費6,561万4,000円。主なものといたしましては、12節委託料は下水道使用料の徴収事務委託、公営企業法の法適化移行業務それと消費税申告業務、今年度はインボイス対応のシステム改修費を計上しております。

2 目環境管理費2,631万8,000円。こちらは下水道管72キロメートルとマンホールポンプ場13か所に係る維持管理経費で、主なものといたしましては、次のページを願います。12節委託料は水質検査業務、流域下水道の水質検査業務と、公共ます設置に係る維持管理委託料となっております。14節工事請負費につきましては、大日向マンホールポンプ場の更新工事分となっております。

2 項 1 目公共下水道建設費4,076万5,000円につきましては、主なものといたしまして職員 1 名分の人件費と、12節委託料と14節工事請負費につきましては国道 4 号下水道管

移設に係る設計委託料と移設工事分となっております。

2 目流域下水道建設費1,428万2,000円につきましては、吉田川流域建設負担金分となっております。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目元金と、2 目利子合わせまして1億1,942万円につきましては、令和4年度末未償還残高8億8,108万6,000円に係る償還元金及び利子分となっております。

3 款予備費につきましては160万1,000円。調整によるものとなっております。

次ページ以降、給与費明細書、債務負担行為調書、地方債調書を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

下水道会計につきましては以上です。

続きまして、浄化槽会計について、197ページをお願いいたします。

議案第31号です。令和5年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算について定めたもので、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,800万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為の規定で、第2表でご説明申し上げます。

第3条は、地方債の規定で、第3表でご説明申し上げます。

第4条は、一時借入金の規定で、一時借入金の最高額は1,000万円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

次に、200ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。令和5年度合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給金と損失補償金2件分で、期間及び限度額は記載のとおりとなっております。

次のページをお願いいたします。

第3表地方債についてでございます。合併処理浄化槽整備事業の限度額を610万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げます。

204ページをお願いいたします。

歳入の1款1項1目合併処理浄化槽分担金51万5,000円は、浄化槽5基分の分担金を

計上しております。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料1,738万7,000円につきましては、浄化槽400基分に係る使用料を計上しております。手数料につきましては、廃項整理としております。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金178万円につきましても、浄化槽5基分の交付金で補助率3分の1となっております。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金2,211万6,000円。

5款1項繰越金10万円は、前年度同額計上です。

6款諸収入につきましては、科目設定となっております。

7款1項1目下水道事業債610万円につきましては、浄化槽5基設置分に係る起債と、公営企業法の法適化移行業務に係る起債となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費3,729万1,000円。主なものといたしましては職員2名分の人件費と、12節委託料につきましては浄化槽の保守点検業務委託料と、法適化移行業務関係、消費税の申告業務と、今年度はインボイス対応のシステム改修が含まれております。

次のページをお願いいたします。

2目合併処理浄化槽建設費583万7,000円につきましては、浄化槽5基分の設置工事費となっております。

2款1項1目元金及び2目の利子合わせまして321万7,000円につきましては、令和4年度末未償還残高8,179万3,000円に係る償還元金及び利子となっております。

予備費につきましては165万5,000円を計上しております。

次ページ以降、給与費明細書、債務負担行為調書、地方債調書をつけておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

浄化槽会計につきましては以上となります。

次に、水道会計につきまして、232ページをお願いいたします。

議案第33号、令和5年度水道事業会計予算についてでございます。

第1条は、総則についてで、令和5年度大衡村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量について定めたもので、業務の予定量は次のとおり定めるものでございます。給水戸数1,730戸、年間総給水量85万立方メートル、1日平均給水量2,329立方メートル。

第3条は、収益的収入及び支出の規定で、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるものでございます。収入第1款水道事業収益2億4,704万9,000円。支出の第1款水道事業費用2億3,336万7,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条は収益的収入及び支出の規定で、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるものでございます。収入の第1款資本的収入9,539万6,000円。支出の第1款資本的支出1億9,234万4,000円。こちら、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,694万8,000円は過年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条は、一時借入金の規定で、一時借入金の限度額を5,000万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第8条は、他会計からの補助金の規定で、一般会計からの補助金につきまして324万2,000円とするものでございます。内訳といたしまして、電算システム料金の助成といたしまして151万4,000円、村営住宅等の水道料金減収等に係る補助金といたしまして172万8,000円とするものでございます。

内容につきまして、実施計画でご説明申し上げます。

236ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入の部でございます。

1款1項営業収益2億1,212万3,000円です。主なものといたしまして、1目給水収益2億1,000万円につきましては、前年度比1,000万円の増額を計上しております。

2項営業外収益3,492万4,000円。主なものといたしまして、5目雑収益509万円につきましては、下水道と浄化槽会計からの料金徴収事務委託のほか、公営住宅のメーター交換等について計上しております。6目長期前受金戻入につきましては2,605万9,000円を計上しております。

3項特別利益につきましては、科目設定となっております。

次に、238ページをお願いいたします。

支出の部です。

1 款 1 項営業費用 2 億2,412万円。主なものといたしまして、原水及び浄水費につきましては県への受水費が主なもので、前年度比2.9%減を計上しております。

2 目配水及び給水費につきましては施設の保守点検、メーター交換のほか、令和 5 年度につきましては戸口配水池の清掃点検業務を計上しております。

4 目総係費2,879万9,000円につきましては、職員 2 名分の人件費と検針業務、電算システムリース料のほか、令和 5 年度はインボイス対応のシステム改修費を計上しております。

2 項営業外費用824万5,000円。1 目の支払い利息及び企業債取扱諸費につきましては、令和 4 年度末未償還残高 1 億5,449万5,000円に係る利子を計上しております。

3 項特別損失につきましては、科目設定となっております。

次のページをお願いいたします。

予備費につきましては100万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入の部。

1 款 1 項開発負担金につきましては、科目設定です。

2 項工事負担金と 3 項企業債につきましては、国道 4 号の水道管移設工事に係る国からの補償金及び起債借入れになります。

次のページをお願いいたします。

1 款 1 項建設改良費 1 億7,470万3,000円。主なものといたしまして、2 目の配水設備拡張費 1 億7,038万5,000円につきましては、国道 4 号の水道管移設工事、駒場幹線配水管移設工事、それと衡東ポンプ場の送水ポンプの更新工事分になります。

2 項企業債償還金1,764万1,000円につきましては、令和 4 年度末未償還残高 1 億5,449万5,000円に係る償還元金になります。

なお、詳細につきましては、257ページ以降の予算説明書に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、次ページ以降に、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、損益計算書をつけておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。ただいま議題となっております令和 5 年度大衡村各種会計予算 7 件の議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会

を設置し、審査を付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、令和5年度大衡村各種会計予算7件の議案については、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました7件の議案については、会議規則第46条第1項の規定により、来る3月10日まで審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の審査は来る3月10日まで終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで、予算審査特別委員会において、委員長、副委員長を選任していただくため、暫時休憩をいたします。

再開は、委員長、副委員長が決定次第開きます。

午後4時03分 休 憩

午後4時13分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。委員長に石川 敏君、副委員長に文屋裕男君が選任されました。

ここでお諮りをいたします。予算審査特別委員会並びに議案調査のため、3月3日から3月9日までの7日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、3月3日から3月9日までは休会とすることに決定をいたしました。

なお、3月10日の会議は予算審査特別委員会終了後に開会することといたします。

日程第33 発議第1号 大衡村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第33、発議第1号、大衡村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

議長（細川運一君） 提出者から提案理由の説明を求めます。佐々木春樹議員。

6 番（佐々木春樹君）

発議第 1 号

令和 5 年 3 月 2 日

大衡村議会議長 細 川 運 一 殿

提出者 大衡村議会議員 佐々木 春 樹

賛成者 同 上 佐々木 金 彌

賛成者 同 上 石 川 敏

大衡村議会の個人情報の保護に関する条例について

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出
します。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律が令和 5 年 4 月から施行されることに伴
い、地方公共団体の議会は国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象
となっていないこととの整合性を図るため、独立性の確保により独自の条例を整備する
必要がある。このことから、本村議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事
項を定め、議会の事務の適正かつ円滑な運営及び個人の権利利益を保護するため、本条
例を制定するものであります。

条例につきましては、発議第 1 号別紙をご覧ください。

第 1 章総則から第 6 章罰則まで、全57条立てで記載しております。

附則として、施行日は令和 5 年 4 月 1 日からとなっております。

以上、説明を終わります。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の
声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34 発議第2号 地方自治法第180条第1項の規定による村長の専決処分事項の
指定について

議長（細川運一君） 日程第34、発議第2号、地方自治法第180条第1項の規定による村長の
専決処分事項の指定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 提出者から提案理由の説明を求めます。佐々木春樹議員。

6番（佐々木春樹君）

発議第2号

令和5年3月2日

大衡村議会議長 細川運一 殿

提出者 大衡村議会議員 佐々木 春 樹

賛成者 同 上 佐々木 金 彌

賛成者 同 上 石川 敏

地方自治法第180条第1項の規定による村長の専決処分事項の指定について

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出
します。

提案理由は、村長において議会の議決に付するため時間的な余裕がない災害等の維持
補修や工事、年度末における日切れ法案など、時間的に制約のあるものについて、議会
運営及び行政執行の迅速化及び合理化を図るため、地方自治法第180条第1項による専
決処分事項の指定を行うものです。

専決処分事項につきましては、過去の専決処分事例、また他自治体の事例を参考に4
項目で示しております。

別紙をご覧くださいます。

附則として、この議決の効力は議決の日から生じるものとする。

以上で説明終わります。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の
声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後4時20分 散 会
